

第9日目(9月13日)

議長(松原良道君) おはようございます。延会前に引き続き本会議を再開いたします。ただいまの出席議員数は30名であります。

議長 これから本日の会議を開きます。

なお、企画情報課長、公務出張のため11時頃まで遅刻。課長補佐が代理出席。建設課長、葬儀のため欠席。大和病院庶務課長、公務のため1時間ほど遅刻。以上の届出が出ておりますのでこれを許します。

(午前9時30分)

議長 本日の日程は配付のとおりといたします。日程第1、一般質問を続行いたします。

質問順位17番、議席番号9番・遠山力君。

遠山 力君 皆さんおはようございます。本日もどうぞよろしく願いいたします。それでは通告によりまして2点質問いたします。

1 市をあげてゴミ「0」を目指せ

7月の半ばのことでした。私の畑に行く道の端にゴミの一塊が置いてありました。仮置きかなと思って2~3日様子を見たのですがなくなりません。付近の方の苦情もありまして、市の環境課に通報し、片付けてもらいました。何でもかんでも市がしてくれる。大変ありがたいことですが、たった一塊のゴミのために一丁前の市の職員が市の車を使って、何時間もかけて数十円の袋のために何千円近くの市のお金が費やされています。環境課の担当者に聞きましたら、ゴミの放置の通報とか苦情とかは大変たくさん来ておりまして、ややもすると机に座っている暇もないくらいだということであります。

かの国道17号線バイパスのひまわり畑の草刈をしますと、レジ袋にちょうどよいくらいのゴミが集まります。その他に犬のお土産と思われるものがあちこちに見受けられます。これは拾って帰りません。犬の散歩のとき、水とそれから袋を持って歩く方が大分増えてまいりました。しかしながら、まだ残念ながらあちこちにお土産がちらばっていることもまた確かでございます。

こんなことがいつまで続くのでしょうか。なんとかならないのでしょうか。9月6日の新聞で新潟市の実情が載っておりました。どこも同じような悩みをもっているのだなと感じました。市民の協力を得て、不法投棄を許さない雰囲気づくりも大切だ、とコメントされました。私有地になりますと、ただそこに置いてあるだけかも知れませんが手が出せません。また一部地主の土地だけを市の経費できれいにするというのにも問題があります。

いろいろと難しいところはあるかと思いますが、ただ現状のままで百年河清を待ち、いつまでもいたちごっこをしてもいいのでしょうか。どのようなことをしたらゴミやお土産のない街ができるのか、したいのか。市長のお考えを伺います。

2 新エネルギーを活かそう

次に新エネルギーの推進に一步踏み出せということで伺います。ガソリンの値段が150

円をうかがっています。灯油もどんどん値上がりがしています。この冬は大変心配であります。いかに値上がりしようとも、私たちはこれを買わないわけにはいきません。石油類症候群、石油依存症候群にどっぷりと浸ってしまっています。そこへもってきて、今回の値上がりにつきましては、高止まりするだろうという分析もあります。

市はこの2月に新エネルギービジョンを策定しました。まことに時宜を得たものと考えます。私はそのなかのいくつかの方策の中で、木質ペレットストーブ、ボイラー、これの活用推進を図ることを提案するものです。木質ペレットは雑木や間伐材、製材くず等を原料としますので、環境、地球温暖化ガスの増加にはつながりません。木として成長するとき吸収した炭酸ガスと相殺するので、プラスマイナスゼロなんだそうです。

市の環境基本条例第13条にいう資源の循環型利用、エネルギーの有効利用に該当する有望な施策であると考えています。ちなみに1トンのペレットのエネルギーは灯油483リットルに該当して、約1.23トンの炭酸ガスを削減すると言われています。とは言いますが、このエネルギーの循環を我が市で完結するためには、ペレット製造機を導入し、原料をただ、もしくは安価で調達し、そして相当程度の売り上げ量をしなければなりません。

市の財政が大変苦しいことは承知しています。しかし、先んずれば地域を制す。近隣中越地区あたり全体を市場に巻き込むという心いきで、ぜひ前向きに検討していただきたいと思うものでありますが、いかがでしょうか。以上であります。

市長 おはようございます。一般質問も最終日ではありますが、気合いを入れなおして答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたします。遠山議員の質問にお答えいたします。

1 市をあげてゴミ「0」を目指せ

ゴミゼロを目指せということでもあります。ご承知だと思いますけれども、不法投棄につきましては産廃から家庭の一般ゴミ、様々でありますけれども、生活認識の変化といいいますか、生活マナーの変化といいいますか、これが大変大きく影響しているのであろうと思われるところであります。産業廃棄物につきましては、保健所、あるいは警察、これらと協力して対応することもありますけれども、一般家庭ゴミについては、いまほど触れましたように、究極的にはマナーの問題、意識の問題ということでもあります。

すべて悪いとは申し上げませんが、この辺でも若干見かけますが若い皆さん方がもう若い皆さんばかりではないかもわかりませんが、歩きながら食べ歩くという姿をよく見かけるわけでありまして、我々が子供の頃はなかなかそういうことはあり得ないといいいますか、食べ物を歩きながら食べるなどということは、親にも注意されましたし、当然社会風潮の中でそういうことはなかったわけです。けれども今は、若い人を中心にこういうことが当然、という光景をよく見かけるわけでありまして。

この感覚、こういうものがまたポイ捨てやそういうことにつながっているのかもわかりませんが、いずれにいたしましても、市民といいいますか皆さん方のマナーの問題でありますから、小さいときからやはりそういう教育をきちんと家庭の中でしていかなければ、な

なかなか簡単には解決できないのだろうと思っております。

市の対応ですけれども、市の職員が率先してゴミゼロになるような方法を考えなければならない。そのためには自ら行動しなければならないということでもあります。例えば通勤中に道路、施設周辺のゴミを見かけた場合は拾うとか、職務中の公用車の中にもゴミ袋を積んでおいて、ゴミを見つけたらすぐ拾うとか。そういう小さなこと、細かいことから対応していかなければならないと思います。そしてやはり市民全員を巻き込んで、地域社会全体の中でそういう動きをしていかなければ、なかなかこのことは解決しないということだと思っております。

市内では一斉に美化清掃活動というのをやっております。六日町・塩沢地区が5月7日でしょうか、そして大和が4月29日と7月29日にそうしてやっていただいているわけですが、これにまた参加をしていただく皆さんも固定化しているのかもわかりません。なかなか捨てていこうという皆さん方は、そういうところに参加しないというところが非常に多く見受けられると思うのです。これは調べてあるわけではありませんのでわかりませんが、とにかく地道にきちんと訴えていく。そして市の職員も含めて、私たちが率先して行動していくということを積み重ねていく以外になかなか方法がない。啓蒙は一生懸命やります。啓蒙は一生懸命やりますけれども、そういうことを実践していくということが第一歩だと思っております。

環境保全指導員、これを一応24名任命してございまして、4月から11月の間に不法投棄、野焼き、水質汚濁、騒音、悪臭これらの監視や指導を行っております。また月1回程度の巡回を行っているところであります。野焼きについても去年、一昨年でしたか、区長会で申し上げましたが、生の杉の枝を燃して、凄い煙を立ててやっている。こういうこともなかなか本人に注意しづらいということで、ある区長さん方から市の方でとにかく区長会を通じて話しをしてくれという話でありまして、それはお願いしたところでありますけれども、まだ何かあちこちで大きなとれますが、煙の立っているところをよく見かけますけれども。

こういうことをしていただかないように、キャンペーンを張ったりいろいろ地味にやっていくということ以外に、今のところ対応策は見つかりませんが、冒頭触れましたように、まず市議、職員、そういう皆さん方から率先してゴミゼロ、きれいな環境を作る、そういうことに努力をしていただくということだと思っております。具体的にこうすればゼロになるという方法は今のところ見つかりません。遠山議員も常々こういうことをおっしゃっておりますので、どうかまた市民の皆さんにもそれを訴えていっていただければありがたいと思っております。

2 新エネルギーを活かそう

木質ペレットストーブの件であります。これは昨年度策定をいたしました「南魚沼市新地域エネルギービジョン」の中で従来のように、石油やそういう化石燃料に大きく依存した状況から、地域が持つ自然や特性を生かした「新エネルギー」活用への転換が、課題解決のために地域ができる大きな一歩だというふうにとらえているところであります。

この中で、木質ペレットストーブ・ボイラーの導入推進は、まず市の施設や福祉関係施設、あるいはJAの施設に導入して、その後啓蒙普及活動を図った上で民間への導入を促すという手順でとらえているところであります。

現在ある市の施設や福祉関連施設にペレットストーブ・ボイラーを設置することは、躯体の改造等の経費を大きく伴う部分がありますので、基本的には施設の新築、あるいは大規模改修、こういうときに導入していければいいのかなと思っております。

問題点といたしましては、ペレット製品は地域では今、生産しておりませんので、購入が容易ではないということでもあります。今、購入可能なペレットは長野県、埼玉県、福島県等で生産されたものがほとんどでありまして、これを購入して燃やすだけでは新エネルギーの導入という点において、ちょっと不十分だと。

そこで私どもの地域でも造林、あるいは間伐材、これらの公共事業等で発生する伐採木を地元で加工しペレットを製造・供給する体制、この整備が整わなければなかなかこれは導入に至らないということでもあります。これをやるとすれば森林組合での導入が一番現実的だと思っております。

導入にあたりましては、農水省、これはバイオマスの環づくり交付金、それから林野庁の強い林業・木材産業づくり交付金等についての補助金がありますし、それから採算面での検討も行っていかなければならないところであります。いずれにいたしましても、導入事業者、これは森林組合でありますけれども、なかなか市でこの事業を行うということには至らないと思っております。森林組合の意向が最優先でありますので、この考えを聞く中で市と森林組合との協力体制を確立して、導入に向けて対応を図ってみたいと思っております。

以前から森林組合には、この木質ペレットの製造を、いわゆる間伐材やそういうことの利用ということも含めてどうだという話しはしてはありますが、なかなか合併協議等でそのことが進まなかったわけでありまして、ここで合併も一段落いたしましたして、南魚沼地区、ひとつの森林組合になったわけですので、また改めてそのことの話し合いに入りたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。以上であります。

遠山 力君 1 市をあげてゴミ「0」を目指せ

ゴミのことにつきましては、確かに歩きながら食うとか、歩きながら飲むとかそういう風潮になったことは大きいと思います。ですが、捨てていいということはないわけでありまして、長い目で見ればこういうものは教育の力の成果もあるのかなという気がいたします。と言いますのは、小学校、中学校の頃、公德心と言いますか社会のルールを守る、そういうことをどういうふうに教えてきているか、それをひとつ伺います。

それから大人であります。大の大人がそんなことをしているから、子供が真似するというところもありますけれども、大人については、今さら集めて教育するわけにはまいりません。そうしますと、飴玉とムチということになりますけれども、今、市長がおっしゃったように市の職員が率先して自分でゴミ袋を持って歩いて、公務の最中とか通勤のときに拾っていただくのは大変結構なのですけれども、全体的にということになりますとやはり環境美化

条例とか、あるいはポイ捨て禁止条例とかそういうものを罰則付きで決めて。これは罰則付きで決めたからどれほど効くかということはないのですけれども、我が市にはそういうものがあるのだぞ、ということで市民の皆さんも意識が変わってくるかも知れません。

市民の皆さん、皆がどうのこうのというのではなくて、通告書に書いてありましたように、市民の皆さんだって心配し、どうしたらいいだろうと思っている方も多いわけです。そういうことも必要かと思いますが、いかがでしょうか。

それから今度は、保全指導員という方はおいでなのですけれども、環境美化ボランティアといいますかそういう方を育てあげて、その方たちに対しては飴玉ということはできなわけですので、そうしたらその方たち用の回収袋みたいなものができる、それはもちろん持って帰って自分の家のゴミ袋に入れて出してもいいのですけれども、そういうものを預かったということになると意識が変わってきて、そこらに落ちているゴミを拾おうかな、というふうにもなるのではないかなというような気もします。そういうものはいかがでしょうか。

それから環境の一斉にきれいにするというのを、私の感じでは余川などでは年に1回、雪の消えたときに一斉にしております。これは非常に参加率もいいし、一旦非常にきれいになります。これをやはりもう2回くらい、お祭りの前と盆の前くらいにすれば意識もよくなってくのではないかなと思ひまして、そこら辺のお考えを伺います。

市長 1 市をあげてゴミ「0」を目指せ

学校教育面でのその部分どうなっているかというのは後ほど教育長に答えさせます。

条例等を制定してはどうかということであります。今、私のその基本的な考え方ではありますが、実はシートベルトもなかなか定着しないで、法律で制定をされたわけでありまして、今度は自分の健康を守るという部分でも、法律の中で個人個人の自分の健康を守ることへの義務付け的な部分が明記をされております。全般的にマナーやそういう部分を法律で縛っていかなければそれが実践できないという社会と言いますか、国民性と言いますか、そういうことについて、私は常々疑問をもっておりまして、普通に考えれば普通のことを、いちいち全部、法律や条令で縛らなければならないのかという、そういう部分に非常にまだ私が抵抗があります。

しかし、現実にはなかなか理想と程遠い部分がありますので、これからちょっと状況を勘案ながらそういうことを制定しなければならないということになれば、これはもう美化条例でもポイ捨て禁止条例でも作って、そういうことを徹底していかなければならないと思っておりますが、この部分については若干時間の猶予をいただきたいと思っております。

それから環境保全指導員に袋をどうかという、それは課長に答弁させます。

環境課長 1 市をあげてゴミ「0」を目指せ

ボランティアの方に袋を、ということではありますが、ひとつの方法だと思っておりますので今後、検討してみたいというふうに思っております。それから環境美化の日につきましても、今後、検討していきたいというふうに思っております。

教育長 1 市をあげてゴミ「0」を目指せ

小中学校で公德心をどのように教えているかと、こういうお尋ねでありました。小学校、中学校、主に小学校でありますけれども、総合的な学習の時間での地域の研究・調査。それからその中で、各地域でゴミが散乱しているというふうなものを子供たちは見ております。それからもうひとつはやはり道德の時間ではありますが。

こういう中でお尋ねの点に関して申し上げますと、おそらく小学校の子供たちが道路脇にゴミをポイ捨てするというふうなことは、私はほとんどないと思います。ほとんどが大人であります。あるいは子供の場合であっても、ごく一部の中学生とか、高校生とかということになってくると思います。

子供たちといろいろ話す、あるいは子供たちから提案を聞くというふうなチャンスもまれにあるわけではありますが、こういうところで子供たちはこんなふうに言います。「大人はどうしてあんなことするんだ。」まさに地域の大人のモラルだろうと思っております。非常に悪い見本を示しているということだろうと思います。

ただ、先日、夏休みが終わろうとしている時期でありましたが、道路端で小さい子供をおんぶした若いお母さんが、小学校1年生か2年生くらいの子供と一緒に何かやっていました。何しているのかなと思って見ておりましたら、道端のゴミを拾っていたのです。私は非常に感激しました。何と言いますか、家庭で親が子供たちにきちんとそういうことを言葉で教えるのも大事なのですが、実際に子供を連れて現場でゴミと一緒に拾っている。これが本当の家庭の教育だろうと、こう思ったところであります。

したがって、議員のお話の中でも、大人を集めて教育するのはなかなか困難であります。できましたらこういった事例等も何かの折りに紹介しながら、市民に地域の環境美化というふうなことについて働きかける、訴える、そういった活動をしていきたいなと思っております。議員の皆さんからもそんなふうなことで、地域の皆さんにお話いただければありがたいと、こんなふうに考えております。

遠山 力君 1 市をあげてゴミ「0」を目指せ

今のお話のとおりだと思っておりますけれども、私、子供たちの、小学校・中学校の学校の教育計画を見せてもらったのですが、いわゆる公德心を涵養するとか、そういう項目が今のものにはない学校が多いわけです。それで、どういうことかなと思ったら先日の新聞に、社会科だろうか、集団社会のきまりについて子供たちと討論した、そういう実験授業みたいなものがありまして、最初はきまりやそういうものは堅苦しいだけでない方がいいと言っていた子供が、ではきまりがない社会はどういうふうになるのだろうか、ということをお話した結果、最終的にはきまりやルールは守らなければならない、というふうな心になったというものが載っておりました。

それから、今、教育長は総合とおっしゃったのですが、私は道德教育だけしか見なかったものですから、総合の方とか、社会科とか、そういう方向でも教えているのであれば、それはそれで大変いいと思いますので、それだけ伺います。

教育長 1 市をあげてゴミ「0」を目指せ

ご指摘ありましたように、最近といいますか今、学校では子供たちに考えさせるということに、大いに力を入れております。教科の、例えば国語とか算数とかという点ではむしろそれが欠けているという指摘があるわけではありますが、特にこの道徳とかそういった部分については、考えさせるというふうなことでやっております。その中で、例えば総合的な学習の時間、社会科の中というふうなことで、地域を知る、地域を見つめる、そんな中で取り組みをしております。

なお、確かに学校の教育方針と言いますか、活動の目標というふうな点の中に、「公德心」という言葉はあまり書いてありません。一般的には挨拶をしようとか、あるいは豊かな心を育てようとかというふうな表現が多いと思うのでありますが、そういう言葉の中に、例えば、友達を思いやる気持ちだとか、あるいは弱いものを助ける、そういった気持ちだとかというふうなことも含んで、豊かな心とか、そんなふうな言葉でまとめているというふうにご理解をいただきたいと思います。

遠山 力君 終わります。

議長 質問順位 18 番、議席番号 4 番・高橋郁夫君。

高橋郁夫君 1 財政状況と今後の方針を問う

皆さま、おはようございます。また、傍聴の皆さま、朝早くから大変ご苦労さまでございます。ただいまより通告にしたがいまして、1 回目の質問をさせていただきます。一般質問も最終日ということになり、多くの議員から、私のこの財政状況と今後の市の方針についてという問題につきましては質問され、また市長からも答弁いただいておりますので、できるだけ違った観点から質問させていただきたいと思いますが、重複しているところがございましたら、お許しいただきたいと思います。

新市となりまして、もうすぐ1年になるうとしております。その中で市としても5年間の財政健全化計画を定め、この問題につきましては一生懸命努力していると思いますが、先日の新聞報道で、当市の実質公債費比率につきましては私も、多くの市民より心配する声を聞いております。

いままでの市長の答弁を聞いておりますと、このたびのこの比率が上がったことにつきましては、広域連合の解散による起債の承継分が含まれたことが大きな要因のひとつだということだと思っております。私が今心配しているのは、この比率の問題も含め、今までは借入のほか、基金の利用も含め執行してきたわけですが、今後、市としても基金も底をつき、これから10年の間には市庁舎の増築、また斎場、消防庁舎、学校等の建設、また基幹病院の設置後の六日町病院の問題。起債につきましては今、元金の繰り延べているものも支払いも始まってきます。10年後には国からの交付税もさらに減り、15年後には10億円削減とされているということです。

そこでまずお伺いいたしますが、1 番目の実質公債費比率につきましては、新聞報道のとおりということですので質問は省かせていただきます。

まず第1といたしまして、18年度予算の一般会計、特別会計等、すべての市の借入残額

は総額でいくらか。

2番目に18年度の返済計画の元金、及び利息の総額はいくらか。また返済は予定どおり行えるのか。

3番目といたしまして、18年度末の借入金残高の見込みの金額は、もしわかりましたら大体で結構ですので教えていただきたいと思います。この件につきましては、数字のことでありますので、担当課長にお伺いいたします。

4番目といたしまして、財政状況に対する今後の市の方針はどのように描いているのか。

また5番目といたしまして、実質公債費比率を18パーセント以下にする目標年度は定められているのかと、ということですが、これらの件につきましてはこれまでの答弁と重複しますが、今ほど述べた今後15年間に予定される様々な問題もふまえた中で、市長にお伺いいたします。これで1回目の質問は終わります。

市長 1 財政状況と今後の方針を問う

高橋議員の質問にお答えいたします。皆さん方に大変なご心配をかけておりました、申しわけなく思っておりますが、いずれにいたしましても県内ワーストワンという実質公債費比率でありますので、その対策をきちんと図っていかねばならないということであります。なお、この数値が一挙に上昇した原因は、今ほど議員おっしゃっていただきました広域連合、これもあります。それから水道企業団、畦地の浄水場からの部分ですね。そして前にも申し上げましたが、下水道を相当先行投資的に敷設してきたその下水道債。これらが大きな要因であります。

もうひとつ、私たちの地域、この市の特徴的なことは、水道の高料金対策の関係でありまして、これが年間4～5億円という部分を一般会計から水道会計の方に出していたわけがあります。これは特別交付税で処置をされるということになってはいますけれども、出す方の部分だけ、いわゆる分子の方へはその数値を入れると。分母のいわゆる安定的な収入の方には、それは入れてはならないと。これでもまたやはり数パーセントの上昇があったということでもあります。これは確かあまりほかの市町村には、高料金対策をやっていない市町村にはこういうことは発生しませんので、そんなことも要因で23.5パーセントと。大変厳しい数字だというふうに認識をしております、これから全力をあげて18パーセント台に戻すようにいろいろ考えていかねばならないということでもあります。

そこで、現在の市の公債費比率、これは実質公債費でなくて公債費の比率は17.9パーセント。そして起債制限比率というのがつい最近まで言われておりました。これが14.4パーセントということでもあります。この数値であれば、そう皆さん方にご心配をかけた、あるいはワーストワンだなどと言われたりしなくて済むわけでありましたけれども、実質公債費比率という新しい数値を導入する制度になりましたので、さっきの結果だということでもあります。

そこで現在の一般会計、特別会計他、借入残高。ここにあります、連合を含めました一般会計の借入残高は406億3,300万円です。このうち、特例債が30億2,300

0万円という部分で入ってきております。合併特例債であります。

特別会計。下水道を含む部分であります。これが329億3,600万円。企業会計。水道、病院ということでありましてけれどもこれは223億7,700万円。合わせまして959億4,800万円。これは17年度末の数値であります。

1年間に返済予定の元金と利息の額でありますけれども、今の決算書の数値には塩沢町の半年分がのっておりませんのでこの部分も含めると、17年度末といえますので、一般会計では元金の返済が33億6,900万円。利息が9億3,500万円。特別会計では、元金が13億7,800万円。この中で、これは利息が非常に高い部分でありまして、10億4,600万円であります。それから企業会計、これは元金が12億3,100万円。利息が10億4,100万円ということでありまして。合わせますと、元金で59億7,900万円、利息で30億2,200万円。これを1年間に返済をしているわけでありまして。

18年度の返済予定額であります。18年度予算では、一般会計で元金で34億2,100万円。利息が9億4,600万円。特別会計では14億4,700万円の元金。10億3,700万円の利息。企業会計では、元金が12億4,100万円。利息が9億1,100万円。トータルいたしますと18年度の返済予定額が、元金で61億900万円。利息で28億9,500万円。こういう数値になっております。

そこで18年度末の借入残高を推計させていただきました。先ほど申し上げた数字より若干減ってきてまして、一般会計では396億4,200万円。特別会計で332億7,700万円。これは特別会計が増えております。企業会計で214億7,700万円。トータルで943億9,600万円。

先ほど17年度末では959億4,800万円でありまして、10億4~5,000万円の減にはなっていると。18年度末です。そういうふうに徐々に徐々に、この借入残高を減少させていこうということには務めております。

現在の財政状況に対する今後の方針であります。借入残高は今申し上げましたように巨額でありますので、一度に半分になったとかそういうことのように目に見えて減ってきてはおりませんけれども、これからは経常収支比率、あるいは実質公債費比率、これらの財政指標に十分留意をしながら財政運営をしていかなければならないと思っております。

ほかの議員からの同様の質問もありましたので、お答え申し上げてまいりましたが、建設事業の抑制によります借入金の抑制です。それと実質公債費比率に影響の少ない合併特例債、これらの優良債の活用を図っていかなければならないということでありまして。したがって、前にも申し上げました合併特例債を、合併時の説明等の中ではこの合併特例債を極力使用を少なくしていこうという思いでありましたが、今後は大いに活用していかなければなかなか財政上が厳しいということでありまして。

また、計上収支比率も昨日のどなたかからのお話がありました、91くらいにいておりますので高くなってきているということでありまして、これは財政健全化計画の確実な実行によって比率の上昇抑制を行い、また早い段階での安定化を目指したいと思っております。

機構改革の話も申し上げました。部制の導入、行政評価制度の導入、職員の能力開発についても、行き着くところはやはり効率的な財政運営でありますので、今後の方針としてきちんとこれを位置づけていかなければならない。

そして再三申し上げておりますが、だからといってやるべきことはやらないで済むということではありませんので、やるべきところはやらせていただく。そしてまた我慢すべきところは我慢をする。これを基本に据えて取り組んでまいりたいと思っております。非常に難局であります。これを乗り切るために、私も当然、これは命がけで取り組まなければならない問題であります。皆さん方からもそれぞれまたご協力いただいたり、あるいは知恵がありましたら、お貸しいただければ大変ありがたいと思っております。

実質公債費比率18パーセント以下とする目標年度でありますけれども、現在のところ、平成27年度を目標にしております。平成27年度には18パーセントにもっていきたい。ただ、この標準財政規模は18年度の数値をそのまま使っておりますので、これからの国の施策によって若干変動することはあるうらということですが、目標は10年後になりますか。平成27年度、これを目標に健全財政といわれる水準にきちんともっていきたいということでもあります。以上であります。

高橋郁夫君 1 財政状況と今後の方針を問う

それでは再質問させていただきます。まず18年度予算における借入残額。この金額は揚水設備維持管理の基金からの借入等、そういったものは含まれているのかどうかお伺いいたします。また、返済につきましては、今年度末には借入金残額も減るということですが、年間の利息にあたりましては、市の年間の教育費の2倍強にあたり、大変な額であるわけです。

また、今後、利息も上がる可能性もあり、例えば1パーセント上がっただけでも、年間約10億円の利息となります。この厳しい財政状況を健全化するには到底5年では無理だと私は考えます。それならば、市があらゆる機会を通じ、市民に対して今の財政状況を説明し、市民の理解と協力が不可欠であると考えます。

先日、私たちこぶし会では、長野県の下條村へ研修に行っていました。また昨日は阿部代表もこの件に触れておりましたが、その村は人口4,196人という小さな村ですが、出生率2.12パーセント。公債比率10.8パーセント。起債の残高8億3,000万円。基金の残高27億9,000万円。一般行政職員は当時、村長が就任した当時は50人だった職員が現在は35名。また子供の医療につきましては、中学校の卒業まで無料。建設資材支給事業も平成4年度より行っておりました。私たち行って、職員に対しましては35名で大変ではないかとお聞きしたところ、余裕があるときは町道の草刈も行っているということでした。

この村にしましても、今の村長が14年前に当選してから、計画的に年月をかけて築いたと思っております。市長は先日、謙遜していたと思いますが、答弁の中で3年後はここにいるかどうか分からない等の冗談を言うておりましたが、市長も目先のすぐのことではなく、10年後20年後の将来を見据えて、この財政が立ち直るまで頑張るんだという気力を持って市政に取り組んでいただきたいと思っております。

市長は先日、市民への説明は地域懇談会の中で行うと言いましたが、ただ財政が厳しいから協力してくれ。そういうことでは市民は納得しないと思います。市民から理解を得るには、現在、市の状況、借金は総額いくらあり大変厳しいが、5年後にはこうなる、10年後にはこういうかたちになるが、15年、20年後にはこういった素晴らしい南魚沼市になるのだというように、長期ビジョンを示し将来に希望の持てるよう、市民に示していただきたいと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

また、市の方針を示すだけでなく、広く市民の声を聞く必要があると思います。現在、市庁舎にも設けてある意見箱にしましても、例えば各農協や郵便局、市の施設等それぞれに置き、多くの市民に利用いただき、また市としても返事を出して、市民と一丸となって財政の建て直しを図るべきと思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

また今後、増築または建設予定のものも、例えば今回の斎場のように建設を2年、3年遅らせただけでも、利息は大変な金額が浮きました。まだ使える建物については、1年でも2年でも先送りにし、利用できる建物は最大限利用していただきたいと思います。これで2回目の質問を終わります。

市長 1 財政状況と今後の方針を問う

再質問にお答えいたします。最初の揚水設備維持管理会計の件であります。これは今、地元の方と協議をいたしまして、来年度からこれを市が全面的に引き受けるということになりますので、この借入残額の中には入っておりません。これがその会計がまだずっと続くということになりますと若干そういう部分が出てくるわけですが、これは今度、市で管理するということになりましたので、中には入っておりません。なりましたではなくて、なる予定であります。

今の実質公債費比率23.5パーセントと。新聞にもちょっと書いてありましたけれども、高い市町村はおしなべて企業と言いますか、病院を有している。そして下水道等を相当先行投資と言いますか、下水道等の普及を図っているところが非常に多い。これは特徴的なことであります。私どもの地域も、皆さんご承知のように下水道は、大和で平成22年、六日町・塩沢で平成25年に完了というふうにはずっと整備をしてきたわけでありまして。このことによって、前にもちょっと申し上げましたが、むだな施設を作ってそこに大変な起債が生じて、施設からはほとんど収入も上がらなくなったけれども返していかなければならないという状況ではないという、これだけご理解をいただきたいと思います。ある市ではホテルとか、そういう部分も当然この中に入ってくるわけでありましてけれども。

あるとすれば、広域水道企業団の浄水場。これは当初の計画どおりに作ったわけでありましてけれども、現実には54～55パーセント程度の水量しか使用していないわけでありまして。この使用する水、これをもっともっと上げていかなければならない。そのためにも今、簡水とか、あるいは専用水道とかそういう皆さんにまた協力をお願いしなければなりませんし、水を使う部分、これは前々から申し上げておりますが、苗場福祉会の特養ホームの80床が来年1月から稼動するわけでありまして、基幹病院等も建設される際には、病院というのは

相当の水量を使用しますのでそういうことも含めながら。この水量さえ上げていけば、水道企業団の方も非常に企業団と言いますかその債務も返済が楽になっていくということですので、そういうことを考えながらやっていかなければならないと思っております。

目先のことを言うつもりはございませんが、私もやはり選挙という洗礼がありますので、21年の頃には私がこうしているなんていうことは申し上げられないわけでありまして、当面は今の任期をきちんとやって、この中で全力を使わせていただくということでありまして、その先のことはまだなかなか申し上げられる段階ではございません。

市民の皆さんの協力。これはもう何よりも不可欠なことでありまして、当然でありますけれども、平成19年度予算の編成等が終わればまた市政懇談会もやらなければならないということでありまして。市政懇談会につきましてもこの間申し上げましたように、出席いただく方が固定化しているという現状もちょっとありますので、もう少しやはり細かく、細部的に回らなければならないのかなという気もしております。

懇談会ばかりではありませんで、広報も通じて市民の皆さんに今の現状をご理解いただいて、そして将来はこうなるという姿も当然でありますけれども明示をしながら、皆さん方からご協力をいただくということだと思っております。

意見箱であります。どこへ設けてもいいわけですが、非常に匿名が多くて、匿名が。全く返事を出せないというのが相当あります。ここをちょっと市民の皆さん方からご理解いただきたいなと思っております。非常に辛らつな内容もありますし、提言的な内容もあるわけですが、返事を出せないということになりますと我々が見て終わってしまったということでありまして。ここはまた市民の皆さんに機会あるごとに意見箱に投書、投函等していただく場合は住所、氏名を書いていただくようにまたお願いしなければならないと思っております。

庁舎整備でも同じであります。とにかく使える部分は極力現在のものを使って、なお最小限足らざる部分を増築なりという考え方でありまして。ほかの施設についても全く同じでありまして、使えるものは当然ですけれども使っていかなければなりませんし、建設を先送りできるものは、やはり先送りをしてやっていかなければならない。しかし、どうしても待てないという部分も必ずこれは出てくるわけでありまして、そういう際はほかの予算面を削ってでも、そこに集中的な投資をしなければならないという、そういう事態も当然生まれてくると思います。めりはりの利いた、そして重点投資と言いますかそういう部分での財政運営を心がけていきたいと思っておりますので、またご協力をお願いいたします。以上であります。

高橋郁夫君 1 財政状況と今後の方針を問う

市長は任期中のことしかなかかなか言えないということですが、財政の計画については3年や5年の計画ではなかなか計画とならないわけですし、本当に健全化するまでのやはり長期のビジョンを持って、私はやらなければいけないと考えます。

また、揚水の基金につきましてはわかりましたが、ただ一昨日の新聞では夕張市の破綻の

要因は、各会計間での貸付と償還を繰り返した不適正な財務処理法にあるとの最終報告が北海道からなされたわけです。ちなみに実質の赤字の総額は257億円ということでした。今後、市としても長期ビジョンを組み、計画性のある財政健全化を図って、新市計画を進めていきたいと思っております。質問をこれで終わります。答弁は結構です。

市長 1 財政状況と今後の方針を問う

私が任期と申し上げたのは、そういうことではなくて、当然ですけれども今、財政健全化計画も5年でやっているわけでありまして。私の任期を当然越えているわけでありまして、総合計画は、基本構想はもう10年先ということでありましてから、当然そういう部分では、基本となるべき部分を任期うちだ、任期うちだなどと言ってやっているつもりではございません。けれども、その中で私がきちんと皆さん方に約束をしながらやっていける部分というのは、その部分までですよ、ということをお願いいたします。夕張市のようにならないように、今からまたきちんと財政運営をやっていく決意であります。よろしく願いいたします。

議長 質問順位19番、議席番号11番・関昭夫君。

関昭夫君 情報をどのように生かすか

おはようございます。発言を許されましたので、通告にしたがいまして、一般質問を行わせていただきます。私の今回の質問は、情報をどのように生かすかということですが、昨日の市長の答弁の中で、マグロの買い付け、あとベルの話がありました。それを聞いて、こんなことは聞かなくてもいいのかなというふうにも思いましたが、通告もしてありますしせっかく持ち時間もあることですので、簡潔明瞭にそして有効に使わせていただいて、しっかりと確認をさせていただきたいと思っております。

世の中には多くの情報が氾濫しております。直接的なものは要望や苦情であり、国や県からの通達、通知も直接的な情報のひとつだというふうにも思います。また、日ごろの業務の中で見聞きしたことや事務事業を執行している中での成功例、また失敗例もやはり直接的な情報に入るものと思います。

間接的な情報としましては、マスメディアを介してのニュース等がそれにあたるものと思います。今ほどの高橋議員の質問にもありましたが、夕張市の財政破綻、プールでの死亡事故、岐阜県の裏金問題、そして公務員の飲酒運転事故の報道等が最近では該当するでしょうか。ほかにも自民党の総裁選挙等を含めた政局の動向、そして来年度予算に向けての各省庁の動向等もマスメディアを通じて流れてまいります。

行政運営を考えたとき、直接的な情報への反応、対応は比較的早いようですが、間接的な情報はどちらかというと他人事のような雰囲気にあるのではないかと考えられます。情報の取捨や活用は問題意識、危機意識の持ち方で違って来るものと考えられますし、要望と苦情は伝え方と受け取る側の意識で大きく違ってきます。

例をあげてまことに申しわけありませんが、昨日の上村議員の一般質問、とらえ方によっては、もしかしたら苦情なのかも知れません。一般質問というかたちでの発言でしたので、

丁寧な答弁がなされているわけですが、ほかの人が同じようなことを言ったとしたらどうだったのでしょうか。

また、今議会初日の審議の中で、プールの通達がなぜ徹底されなかったのかわからないとの学校教育課長の答弁がありました。残念のひとつです。口頭ではなく、文書できた情報が的確に伝わらず、対処不備が5校もあったわけです。それも平成7年に確か死亡事故があったことを受けての再三の通達だったというふうに思っておりますが、結果として確認もされていないということになりました。

どんな些細なことでも、特に苦情はしっかりと整理され活用することが、市民満足の向上や施策、事業の成否を分けるのではないかと考えますし、しっかりとした対処がトラブルの予防には欠かせないものと思います。情報活用に関して、6つの切り口から確認をさせていただき、市長の考えを伺いたいと思います。

1つ目、要望や苦情については、当然担当課が整理把握しているものと思いますが、市長まで情報としてあがってきているのかどうなのか。どのような内容まであがってくるのか、お伺いをしたいと思います。

2番目、要望や苦情への対処と返答の体制はどのようになっているのでしょうか。

3番目、特に苦情に対する周知、これはどのようになっているのでしょうか。本来取捨、要る、要らないという前の段階で、職員には情報として共有してもらおうべきと考えますがいかがでしょうか。

国や県からの情報の周知はどのようになっているのでしょうか。先ほど例をあげました。

5番目として、日ごろの職員の活動から得られる情報はどのように整理されているのでしょうか。成功例や失敗例等、数多くあるものと思いますし、またこれは行政運営には欠かせない情報だと思いますので、どこまで整理され周知されているのでしょうか。

6番目、間接的な情報からはどのようなアクションを起こされているのでしょうか。

7番目、情報はいつでも誰でも使えるように解り易く整理し、今後の活動に生かされるようにしておく必要があると思いますが、それらの集積はなされているのか。また職員が必要な場合に簡単に使えるような体制がとられているのか、お伺いをしたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わらせていただきます。

市長 情報をどのように生かすか

関議員の質問にお答えいたします。最初に、昨日の発言の件でありますけれども、情報を収集する際の今のこの機械化と言いますかIT化。これはもう非常に便利なものがありますので、十分活用していくということでもあります。そして、重要な決断をしたり、あるいはきちんとした指示をしたりする際には、今のメール方式やそういうことではなくて直接やはり会ってきちんと確認をするということが、私は一番であると思いますということ昨日申し上げたわけであります。

そこで今ほど議員おっしゃっていただきました、1番から7番までの件であります。トータル的にお答えをさせていただきます。まず市民の皆さん方から市長宛のご意見、ご要望、

ご提言をいただくために、先ほどちょっと触れました「市政ポスト」を本庁舎、大和、塩沢、の玄関付近に設置してあります。また、もっと増やせというご意見もありますので、検討させていただきますが、これは葉書形式の用紙を備えてあります。また公式ウェブサイトからの電子メール、ファックス、文書、これも市長宛のお便りを寄せていただいているところがあります。いただきましたそういう部分につきましては、処理カードを全部作成いたしまして、基本的には業務担当課が関係課等と調整をしながら回答をしたり、あるいは必要に応じて、我々のところまであがってこなくてもいいという部分もあるので担当課で処理をしているということもあります。必要に応じて、教育長、助役、市長これまでの決裁を受けたうえで返事をさせていただいている。

例えば、開かれた市政の実現とか、あるいは共同によるまちづくり、これらに反映できる建設的なご意見も多々あるわけでありまして、そういう場合については特にまた市長名で答えたいという部分も行っております。これらは個人情報とは別といたしまして、個人的な部分もちょっとありますのでこれはちょっと別といたしますが、市の行政と市民を結ぶ貴重な情報でありますので、本人への回答だけでなく、職員の日常業務、あるいは市民サービス向上のために各課で活用しているところでもあります。汎用的なものは市民の共有財産として各業務関係の広報に活用したり、市の公式ウェブサイトのページ作成、あるいはQ & A、これらにまとめて公開に努めているというところでもあります。

平成17年度に出ます広報公聴係で受付処理した件数は、手紙を含む市政ポストが30件。メール、ファックスこれらが25件ありました。18年はこの9月6日現在、手紙が22件。メール、ファックス9件。これらであります。先ほどちょっと申し上げましたが、匿名が非常に多いということです。それからこのほかに、私個人宛といえますか自宅に送られてきたり、あるいは市政ポスト活用でなくて、封書で市長宛という部分もあります。これらはほとんどが苦情であります。

それらも当然でありますけれども、市の市役所に関連するものについては、当然担当課を含めて回して行って皆さんに見ていただいて、戒めていただくようにということをやります。全く別のこともありまして、個人的な部分で、あの人がこうだとか、この人がこうだとかという部分もありますので、それらはなかなか市役所の職員がまた処理できるものでもありませんし、私ができることはやっておりますけれども、やはり限界のある部分もあります。で今ほど申し上げましたように、ご本人に連絡しようと思っても、匿名というのが非常に多くてこれはちょっと残念なことであります。

ですのでまた市民の皆さんも、やはり文句を言うという部分については、匿名の方が気が楽なのでしょうか。そういう部分が多いようではありますが、建設的な意見やそういうものはほとんどがお名前が載っていらっしゃいますので、お礼も含めて私の名前でまた返信を差し上げたりということをさせていただいております。中学生あたりからもメールが入ってきたりすることもありまして、それらは秘書係を通じて私名で返事を出してやったり、そういうこともやっております。

そんなことをしながら、冒頭申し上げましたように、情報の収集、そしてITの活用というのは大事なことでありますので十分活用しなければなりません、重要な場面、重要な部分、これらについては私は信念的に、やはり人間対人間が向き合っきちんと顔を見合わせながら確認をするということを怠ると、また大きな問題が生じやしないかという思いがありまして、昨日、和田議員にああいう答弁をさせていただいたところでありまして、以上であります、よろしくお願いたします。

関 昭夫君 情報をどのように生かすか

答弁を聞かせていただきました。トータルで答えるということだったので、個々の話とは多少違っているニュアンスはあるかなというふうに思いましたが、おっしゃられることも十分わかりますし、またそのようにしていただかなければいけない部分もあるかと思ひます。

まず、苦情として入ってくる部分であります、確かに匿名が多いものだと思います。手紙、メール、ファックス等の件数の話がありましたが、実際には電話での話がほとんどかなと、かなりあるのではないかなという気がしています。それは受け付けた方がどういうふうにメモをするのか、どこまでどういう話をしているのかわかりませんが、本来はそのひとつひとつをきちんと記録しておくことが大事ではないかなと。

7番目に、情報はいつでも誰でもという項目を書きましたが、やはりデータベース化していかなければいけないのかなと。整理してQ & Aでという話もありました。私は外へ向けて、来たものに対してどういうアクションという部分もありますけれども、やはり市役所の中でその情報を本当に活用していく手立てとして、やはりデータベース的に蓄積したもの。どういう場面ではこういう対応をしたらうまくいった、こういう対応はまずかったというものがきちんと共有されていくと事務執行についてもいい傾向が出てくるのかなというふうにも思っています。その辺のお考えをお伺いしたいし、また、実際にそういうことがされているのかどうか、お願をしたいと思います。

それから、6番目の間接的な情報の話です。ここへ来て特に飲酒運転の話が連日、最初は公務員だったのですが、ここへきて全国一斉の取締りというのが出ていまして、ものすごい数だというのも今朝の報道の中にもありました。やはりそれでも槍玉にあがるのは公務員。公務員のモラル、そして全国の自治体で飲酒運転即免職の制度を持っているのは9つくらいだとか、実際にはほとんどやっていないとか、制度があってもやらないとか。そんな話までみんな載ってきているわけです。

市長はたまたま昨日、マグロの買い付けの話を使って、私の最初のなかの答弁でお話をされました。全く必要なことだと思いますけれども、こういうほかの事案についてもやはり庁舎内で。市長の意識はそこにあっても、職員全部が市長と同じ意識でいるわけではありませぬので、やはりそこは市のトップとして、また特別職の皆さん方がやはり職員を統率する中で、意識をそこに向けて、また改めて点検しなおすきっかけにもなったり、見直しのきっかけにもなったりということだろうと思ひます。その辺の実際のアクションはどうだったのか。また、考え方はどういうふうにお考えなのかをお聞かせをいただきたいと思います。とりあ

えず再質問を終わります。

市長 情報をどのように生かすか

再質問にお答えいたします。個々の職員が電話で受けた例えば苦情とかそういう部分について、あがってきている部分と、へんな話ですけどもそこで終わらせてしまっている部分とあるように感じております。ですので、今おっしゃったように、些細なことであってもメモをしていただいて、それをきちんと整理していくということは大切なことですので、今後それを徹底していきたいというふうに思っております。

なお、国・県これらからの重要な情報、あるいはマスメディア、新聞等を通じての間接的な情報、これにつきましても、今、庁内で新聞もあるわけですが、市に関連することをすべて拾い出して、そしてコピーをとってあげてくるようにということを今、徹底し始めたところであります。全く小さなことでも何でも南魚沼市の「み」の字でも載っていたらとにかくあげろということで、各新聞をすべてチェックを職員がしましてあげてくるという対応をとっております。

この日々の職員の活動から得られる情報。これは本当に大事なことでありますが、なかなか職員もこういうことがあった、ああいうことがあったということを活動の中で自分で実感しているわけです。けれども、それをすべて報告をしていただくということにはなかなかありませんけれども、悪い例、よい例、これらはやはり職員からあげてもらわないと。ただ、職員間でも、職員の自己申告を今年、一応全職員でありましたがいただいたわけであります。職員の中で、やはりあの職員は素晴らしい、こういうことをしていると、そういうことを見ていただいている皆さんもありまして、そういう情報もまた入ってくる。あるいはその反対もあるわけであります。そういうことも入ってくるということで、それらをきちんと人事係も含めて整理をしながら、対応しているという状況ではあります。

飲酒運転、具体的な話が出ましたので申し上げますが、今、大変な問題を起こしておるところでありまして、市の職員全員に飲酒運転は絶対しないという、誓約書というところではありませんけれども、全部署名をいただいて、極力早めに南魚沼警察署の方にそれを持参して、職員の誓いを警察の方に伝えようと思っております。

なお、処分の件であります。これは広域連合のときでありましたけれども。まだそれが合併して市になってからそういう処分状況はありませんが、1件酒気帯びで接触事故、停職6カ月という処分をした事例がつい最近ではございます。飲酒運転で事故を起こせば、これはもうほとんど懲戒免職ということにならざるを得ないと思います。現状では。

ただ、市の規定の中で、どういう部分まできちんと謳っているかというのは、もし必要であれば総務課長の方で答弁させますが。そういうことで、公務員としての自覚をきちんとわかまえていただくように、職員の方々には十分また注意をしておりますし、注意をしていかなければならないと思っております。

情報の発信・収拾には、本当に敏感に作動できるように、お互いが職員も私も含めて日々気を使っていかなければならないことだと思っておりますので、またご指導をお願いしたい

と思っております。

関 昭夫君 情報をどのように生かすか

制度がどうなっているというところまではとりあえず聞かなくても結構ですが、確かにいろいろな情報があるものを、多分職員同士の仕事の中での情報分というのは、おそらく自分たちでは口で話したり、いろいろな中ではなっているのだと思います。黙っている話ではないし、失敗すれば当然あれでうまくいかなかったとか、これをやったからうまくいったとかという話は当然いろいろなところで話があるはずですけども、なかなかそれが記録として残らないのが現状だというふうに思います。

ただ、これはいつだったかちょっと忘れましたが、最近のものだと思いますけれども、たまたま団塊の世代が退職するという中で、技術の継承という話もありました。そういう手の技術という意味ではなくて、やはり情報として引き継いでいかなければならないものが、口頭でのやりとりだけではなかなか伝わっていきづらいのだろうというふうに思います。

特に市長が言われた相対での、人間関係できちんと話をして理解してもらうには相対での、という部分。これが今、個人情報のどうのこうのとか、人間関係ややこしくなるとどんどん人ときちんと目を合わせて話をしなくなっている状況もあるのかなという気がしています。年齢間の格差、隔たりが大きくて、上の人とちゃんと話ができないとかという状況もあるうかと思えます。

やはりそういう意味でもせっかく培ってきたものが、それが全部生かせるとは限りませんが、ヒントになってまた新しいものが見出せる。そういうもののためにも、やはり市役所のなかのやりとりも含めてデータベース化しておくことが、結果として将来の財産になるのではないかというふうに思います。その辺もぜひ検討していただいて、些細なことから少しずつでも積み上げていく努力をお願いしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

市 長 情報をどのように生かすか

おっしゃったとおりでありますので、極力そういうことに注意をはらいながら。どこまでまだ個人個人の部分を引き出せるか 個人個人といいましても個人情報ではなくて、そこがちょっとまだ不確定ではありますけれども、できる限りの情報を集積をして、データベース化していく。これには誠心誠意取り組ませていただきますので、よろしく願いいたします。

議 長 暫時休憩といたします。休憩後の再開は11時10分といたします。

(午前11時54分)

議 長 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

(午前11時10分)

議 長 一般質問を続行いたします。質問順位20番、議席番号8番・寺口友彦君。

寺口友彦君 市民の皆さまには早朝より傍聴においでいただきまして、ありがとうございます。今定例会は平成18年豪雪の災害復旧を含む一般会計補正予算、そして旧塩沢町の

打切りを含めましての平成17年度一般会計・特別会計の決算を中心とした議案審議のために開かれているわけでありましたが、実質公債費比率速報が公表され、市財政の危機的状況を改めて思い知らされたわけでありまして、旧塩沢町が編入合併され、新生南魚沼市が誕生して早1年が経過をしようとしています。旧塩沢町の最後の定例会を思い出しますと、万感胸に迫る思いであります。

さて、過去のいきさつにとらわれず、変えることを恐れず、かつ、自らを省みることが怠らず、市民ひとりひとりが市政の主役である。そういう基本的考え方のもとに行われました市長の所信表明演説に対して、市民の皆さまの立場に立って質問いたします。市長はいつにも増して、冷静にかつ明確に答弁されることを期待し、通告にしがいまして壇上よりの質問を行います。

1 行財政改革、市民参画について

まず、行財政改革、市民参画についてであります。新しい計算方法に基づく実質公債費比率が23.5パーセントと公表されたわけでありまして。この数値をどのように見て市の財政再建に生かしていくのか。市民の皆さまの注目を喚起するひとつの大きな契機と考えるべきである。市の財政健全化計画には債務残高をいかに減らしていくか、そういう部分が極めて弱かったわけです。そして公債費比率の計算から除外をされます土地開発公社と第3セクターの問題を改めて吟味すべきであると考えます。こうした問題に市民の皆さまの意見をどう反映させるかが課題であると考えます。

そこで市が3億円を出資している第3セクター、六日町街づくり会社の債務残高を含め、経営内容について、市はどのように関わっていくつもりなのか。

次に第一次南魚沼市総合計画の基本計画にベンチマーク方式を採用し、その数値目標に対する達成率を公開し市民の皆さまの事業に対する満足度をはかり、事業のローリングを実施すべきと考えるが、いかに。

公共工事の進め方を関係する地元には十分な説明を行ってから、工事にかかるべきと考えるが、いかに。

2 保健、医療、福祉について

次に保健、医療、福祉についてであります。総合福祉センターの強度不足に端を発しました一連の問題については、施設面ではしらゆりの供用開始で一応の決着を見るわけでありまして、損害賠償問題と強度不足の建物の解体問題がまだ未解決であります。

また、今年で30周年を迎える南魚沼医療福祉センターでは旧大和町時代の「ゆきぐに健康の杜構想」を基本理念として、基金を積み立ててきたわけでありまして。この構想を「南魚沼市健康の杜構想」として発展させることが第一次南魚沼市総合計画の中にも謳ってあります。しかるに、5日の本会議において、改良積み立て資金を全額全責債務の減額にあてることを反対少数で議決をしたわけでありまして。

そこで総合福祉センター強度不足問題の経過、ならびに決着をどのように市民の皆さまに伝えていくのか。

次に、「ゆきぐに健康の杜構想」と「南魚沼市健康の杜構想」との連続性と整合性をどのように考えているのかであります。

3 教育について

次に、教育についてであります。少子化の進行に伴い、学区再編の要望が五十沢地区から出ているわけではありますが、在籍児童数の減少による学区再編問題は、五十沢地区限定の問題ではありません。

また児童生徒の虫歯対策についてであります。総合的、長期的に計画を立てる時期にきていると考えます。

そして合併後の公民館や体育施設の利用方法については、市民の皆さまからいろいろな要望が出ていると聞いております。

そこで、長期的な展望に基づいた学区再編、ならびに教育施設の整備についての基本的な考えはいかに。この部分については昨日、笠原議員ならびに上村議員からの質問がありました。それをふまえての答弁を求めるものであります。

フッ素洗口の推奨について、どのように考えているか。

そして、公民館や体育施設の利用方法について、市民の皆さまからどのような意見が出ているのか。また出ているとすれば、その意見に対して市はどのような対応をするのかであります。

4 産業振興について

そして、産業振興についてであります。品目横断的経営安定対策に関連する受付が開始されたわけであります。もちろん当市は麦を作っておりませんので、実際の当市の受付は来年の4月1日からになるわけではありますが、中核となる認定農家が法人化を進めようとするとき、農家保護という精神が実は法人化を阻害するということが予想されるわけであります。

足腰の強い産業としての農業を発展させようという農家には、資金が必要であり、そのためには法人化は避けて通れない道であると考えます。また、規模拡大がこれらの農業経営には欠かせないわけではありますが、ほ場整備と品目横断的経営安定対策が相乗効果を生むように、南魚沼市は配慮をする必要があると考えます。

そこで、農林公社を利用して農地を取得したこと、そして、法人の役員の要件等が認定農家の法人化を遅らせていると考えるが、いかに。

そして、ほ場整備の条件に認定農家の誕生や集落営農の実施が前提条件となっていることのぜひを伺いたい。

5 基盤整備について

そして、基盤整備についてであります。都市の活性化を図るための市内、公共交通システム構築調査事業が国の都市再生モデル事業として採択され、事業の実施主体として委託を受けたわけではありますが、市内の循環バス、福祉バス等との整備がこの事業の根幹にあると考えます。

そこで、この事業の概要と市の公共交通システム構築の基本的な考え方を伺いたい。

以上、壇上よりの質問を終わります。

市長 寺口議員の質問にお答えいたします。務めて冷静にやるつもりであります。寺口議員とは常に丁々発止でやっておりますので、途中でどうなるかちょっとわかりませんが、よろしく願います。

1 行財政改革、市民参画について

最初に実質公債費比率の関係でございます。これは今ほども前議員のご質問に申し上げたとおりでありまして、とにかくこのことをきちんと解消していかなければ、市の将来はあり得ないということでもあります。やはりやるべきことはやる、我慢すべきは我慢するということをお願いしてきまして、非情とも思える部分でやはり事業の取捨選択をやっていかなければならない、そういう思いでありますので、またご理解いただきたいと思っております。

六日町街づくり会社の債務残高を含めて経営の内容であります。債務残高につきましては、この3月末でありますけれども、短期借入が約3,300万円。約の数字であります。長期借入が11億300万円。合わせまして、11億3,600万円ということでございます。

さてこの街づくり会社、非常に厳しい状況でありますけれども、この経営改善につきましては旧六日町において平成13年から新潟県や中小企業基盤整備機構等と具体的な再建計画を策定いたしまして、進捗状況の検証や運営、経営診断を実施してまいりました。また平成15年から3年間、旧六日町及び市から県の補助事業のもとで外部コンサルタント（これは株式会社船井総研であります）これを入れまして組合そしてテナントの経営改善に努めてきたところであります。

この結果、平成15年度からは経営は黒字決算に転換をいたしました。ごくわずかな額であります。増収、増益、着実に再建に向かって努力しているというところであります。そこで今後の関わり方ではありますが、現状ではこの中心市街地の商業振興の核の施設として、また周辺住民の利便性、これらから考えますとこの施設は必要不可欠であるというふうに認識はしております。

新潟県の考え方でありまして、これは高度化資金貸付条件変更のなかの経営診断におきまして、経営は良好な部類に（類似部分が相当あるわけですが）類似の第3セクター。その中では、良好な部分に入ると考えているということをお願いしておりますので、共に連携をとりながらまた今後もきちんとした指導をしていきたいと。良好といいたしても、そういう中では良好ということでありまして、経営自体がすごく良好だということではないわけでありまして。

街づくり会社の支援策。これにつきましていわゆる現金を出しての運営補助というのは全く考えておりません。しかし経営改善につながるような事業費補助は前向きに検討していきたい。先ほど申し上げました船井総研を入れる際、3年間これも補助を一応、県・町（今度は市になりましたが）共に出してやっております。これからはそういうことが必要とあれば、県から支援をもらいながら再度外部コンサルタントによる課題、これはテナント賃料の是正も含むわけでありまして、この改善等を考えていかなければなら

ないだろう。

そのほかに、今、現状を見ますと、「ラ・ラ」の屋上の駐車場が非常に閑散としております。一般のお客さん方はなかなか屋上に上がりません。そういうことも含めて、市としてこれを職員の駐車場として、借り上げるとか、そういうことも含めて考えていければということも思っております。

なお、合併前からちょっと模索してきたわけでありまして、けれども、「ラ・ラ」の空き区画、ここに市の窓口機構を入居させてはどうかということとをずっと検討してまいりました。なかなか難しい面はありますが、これは引き続き検討をして、市民の皆さん方の利便性にかなう 利便性は非常に叶うわけでありまして、利便性には、ですので、あとはこの市側の対応がどうできるかを含めて検討していきたいと思っております。

いずれにいたしましても、経営状況が素晴らしい内容だとは言えないわけでありまして、これをもっともっと経営改善をしていただくように。そして最悪の事態を招かないように今後ともまた務めていきたいと思っております。

2番目の総合計画の基本計画にベンチマーク方式ということでありまして、これは、昨日だったでしょうか。ちょっと今、24点ほどのベンチマークを設定してその評価をいただいているところであります。すべての部分にこのベンチマーク方式をやっていけるかどうかというのは、ちょっと検討を要するところでありまして、今、行政サービスに対する満足度を量るひとつの方法といたしまして、市政モニター制度を導入いたしました。現在、市政モニターを募集している段階でありまして、今のところ19人、10代から70代で、男性11人、女性8人の応募があるところであります。これらを活用しながら、市政の改善と市民の皆さんに対する満足度を上げていかなければならないと思っております。

そして、先ほど触れましたけれども、「自己以外の都市の業績に注目し、比較し、評価の活用資する知見を得る」この手法の導入ということで、都市行政評価ネットワーク会議に加入しておりまして、先ほど申し上げました24事業について分析を進めて、1回目の診断的なものが出ましたので、これはもう公表しているのか・・・（「グループウェアで」の声あり）市のホームページもいずれ掲載いたしますので、またご覧いただきたいと思っております。その中で、先般触れましたように、ほとんどの項目は非常に高い評価を得ているわけですが、男女共同参画と情報公開だったでしょうか、ここがちょっと得点が低いというか、そういう状況が出ているところであります。

ベンチマークをどこに置くのかという、ここが非常に難しい面もありまして、私どもデータの蓄積もございませんので、平成16年度の12事業につきましては、全国の自治体との比較分析は終わりましたので、先般先ほど申し上げました24のうち12を職員には周知したところでありますが、これから市民の皆さん方にも公開をしていこうというところであります。

ベンチマークの置く点と言いますか、部分、そしてどの程度のことをやればいいのかと、これは研究はしてまいりますので、いずれやはり採用していかなければならないことだろう

というふうには思っております。

公共工事の進め方に、地元に必要な説明を行ってから、ということでもあります。これはもう当然のことでもあります。今、公共事業と申しましても、それぞれございます。事業の種類、規模、それぞれあるわけではありますが、どの事業におきましても、地権者や地元の関係者の協力、承諾をなくして事業を進めることは困難でありますので、その事業の実施にあたりましては、地権者や地元の関係者への事前説明、そして設計協議を十分に行って了承を得て、それから発注をしてということを取り組んでいるわけでもあります。場合によっては、対策協議会の設置もお願いしている。そういう部分もあるところでもあります。地元の皆さん方にきちんとした説明をしないで、あるいは了解も得ないうでということがもし、具体的にございましたら、またご指摘をいただきたいと思っております。

なお、今、国もこういう状況でありまして、非常に財政事情が厳しい。そして公共事業関係は抑制という方向でありますので、地元の熟度があがっていない、こういう新規の事業は非常に採択が難しいということです。地元が率先して取り組む。ここをきちんとやらないと事業採択は非常に難しい。そういうことも説明をしながら協力をお願いしているところでもあります。

2 保健、医療、福祉について

総合福祉センター強度不足の経過、そして決着。これをどのように市民の皆さんに伝えるかということでもあります。市報、6月1日号で設計業者をはじめとする関係者に対しての損害賠償請求に至るまでの経過の概要をお知らせしたところでもあります。牧野議員のご質問にもお答えいたしましたように、これからは非常に複雑な問題が絡んでまいります。これもある程度方向が出たとか、解決したとかという部分は、主に市報でありますし、必要であれば市民の皆さんに直接お話をする部分もあるかもわかりませんが、そういうことを通じながら市民の皆さん方にこの経過はおおむねおわかりいただいたと思っておりますので、この決着に至るまで、それぞれタイミングを見ながら詳しくお知らせをしていかなければならないと思っております。けれども、先ほど申し上げましたとおり、非常に微妙な問題をはらんでおりますし、当然弁護士も含めて、あるいは裁判になるのかならないのか。責任の所在はいかにあるのか、どこにあるのか。このことも含めて、軽々にはなかなか申し上げられないことがたくさんございまして、皆さん方が満足がいくほどの情報が随時出るということではありませんけれども、決着した際には当然ですが、経過も含めてきちんとやらせていただきますし、経過につきましても、その都度公表できる部分については公表していくということで対応させていただきたいと思っております。

「ゆきぐに健康の杜構想」と「南魚沼市健康の杜構想」の部分であります。これはご承知のように、「ゆきぐに健康の杜構想」は旧大和町で平成10年2月5日基本構想検討委員会を立ち上げまして、翌11年の3月25日に「21世紀に発展する大和医療福祉センターをめざして」と題して、具体的な計画を発表しているわけでもあります。

その構想はそれまでの大和医療福祉センターの機能に健常者や障害者が集い、スポーツ等

を通じて心身ともに健康増進を図る機能と、そして様々な住民運動を支援する機能を加えてそして予防・医療・福祉・介護支援・健康増進・住民活動支援の一大基地として発展させることを基本理念としているところであります。

一方で八色園の改築からスタートして、病院の改築、総合保健福祉センターの新築、高齢者・障害者向けの町営住宅、あるいはグループホーム、共同作業所の新築、総合スポーツセンター、リハビリセンター、さらには温泉センターの新築と、その名にふさわしい広がり連携が計画をされていたところであります。

そして八色園の改築には着手いたしましたし、完了もいたしました。しかしながら平成14年からの基幹病院構想、そして15年からの合併協議、それに12年度からの病院経営の悪化が加わりまして、施設の増改築計画は中断したままというのが現状であります。

そして両構想の連続性と整合性ということでもありますけれども、南魚沼市の第一次総合計画の中では、保健・医療・福祉サービスの有機的な連携体制機能充実を目的とした旧大和町の「ゆきぐに健康の杜構想」を基本理念として、「南魚沼市健康の杜構想」仮称ではありますが、策定しますと。「します」と謳っているわけでもあります。

つまり、基本理念を引き継いで、市全体の構想をあらたに策定していこうということでもあります。ここには前々から申し上げておりますように、基幹病院の存在が大きくあるわけでありまして、この構想がきちんと明らかになったうえで、それに合わせてこの健康の杜構想をどう肉付けできるかという部分を、これから検討するということでもあります。

そこで、お話がございました、改良基金の積立金の全額取り崩しであります。私は前々から申し上げておりますように、この建設改良基金の積み立ては、健康の杜構想と関係ないとは申し上げませんが、位置にかかって、今の和病院の改築、あるいは増築、それらを念頭においての基金積み立てだというふうに理解をしているわけでもあります。そして健康の杜構想が、この基金を取り崩したからといってとんざするものではございません。先般から申し上げているとおりであります。

そこで、なぜ今、基金の取り崩しかということでもありますけれども、病院経営が悪化をして、そして累積赤字が非常に多額になっていると。ここを1日でも早くこの累積赤字を解消しなければならない。そういう意味から5億円余を今回取り崩させていただいて、累積赤字の減額に努めたということでもあります。

したがって、これを処分したから健康の杜構想に反するとか、先ほど申し上げました健康の杜構想がとんざするとか、そういうことは全くあり得ませんので、そこはひとつご理解をいただきたい。市民クラブの皆さん方がこのことに反対された理由は、私は未だもって不明であります。

3 教育について

教育については教育長に答弁をいたさせますが、ただフッ素の関係について若干お答えを申し上げておきます。地域別のフッ素洗口実施状況であります。小学校では大和地域で平成18年度から始めておりまして、実施率が90.4パーセント。六日町地域は平成10年に初

めておりまして、94.3パーセント。塩沢地域は始めたのは昭和40年代だったそうであります。実施率が97.1パーセントという現在の状況であります。そして中学1年生では塩沢地域で平成6年に開始をいたしまして、実施率95.7パーセントという数字がございます。

フッ素の効果であります。これはもうご承知だと思いますけれども、自然界に広く分布しているものでありまして、私たちが普段、飲んだり食べたりするものの中にも当然含まれている。今の歯磨き粉にはほとんどフッ素が入っているということです。そしてこれは、歯質、歯の質を強化して、虫歯の出す酸に溶けにくい丈夫な歯にする。こういう効果があるわけがあります。

どんな歯にも効果があるということではありますが、特に生えたばかりの未成熟な歯ほど虫歯予防の効果が期待できる。そして永久歯が生え変わる4～5歳児から始める。そして永久歯が生え揃うまで続けて実施する。これが一番効果的な使用方法だというふうに言われております。

う蝕り患の状況であります。平成10年には大和地域、これは3.5から4パーセントの間でした。それから六日町地域が2から2.5パーセントの間。塩沢地域はもうこの頃始めておりましたので、1.5パーセント弱でありましたけれども、平成17年度に至りますと、六日町、塩沢は0.5パーセントということになります。そして大和は2パーセントまでは下がってきております。これはもうフッ素洗口した効果が如実に現れているということでありまして、そこで大和では今年度から始めさせていただいたと。

フッ素洗口の安全性でありますけれども、これは歯科で歯質強化に使われるフッ素は濃度や量が適正に調整されたものでありまして、安全性については全く心配がない。そしてフッ素の過剰摂取による影響としては、歯と骨のフッ素症があるそうではありますが、これは過剰量のフッ素を連続して摂取した場合に起こるということでありまして、フッ素洗口では口の中に残るフッ素量は非常に微量でありますので、過剰摂取になることはまず、全くと言っていいほどないということになります。安全性については多くの専門家もそれは認めているところであります。一部にこれを認めないといいますが、そういう皆さん方もいらっしゃるようですが、極もう少数になってきているということだけは事実だと思っております。

大和では18年度から保育園と小学校で実施開始となりまして、今も継続をしている。中学校につきましては、先ほど申し上げました、塩沢の1年生だけでありますけれども、六日町、大和の中学校での実施につきましては、今後、保健課と学校側で協議をしていきたい。

あとの教育関係につきましては、教育長に答弁させます。

4 産業振興について

産業振興についての、農林公社を利用して農地を取得したこと。このことではありますが、認定農業者が農林公社の農地保有合理化事業を利用して農地の取得をしますと、農地を最長5年間農林公社に預かってもらいまして、取得を繰り延べることができる。こういう集積を促進するための措置が講じられておりますが、ご指摘のようにこの公社預かりの間に農業法人を設立して法人への農地の権利、認定業者を移しますと、従前の権利は消滅して、

再度法人でこの農地を取得しなければならないという、ちょっとこういう不合理が出てまいりますので、改善をしていかなければならない。農林公社とのまた調整も必要であります、これはやはり改善の必要を感じております。

また、農業生産法人の役員要件として、農地法では農家の常時従事者として、150日以上従事する。あるいは構成員の役員の大半 従事する人が役員の過半を占めているということですね。構成員のうちの役員が年間60日以上農作業に従事しなければならないということが規定をされておりますが、農業をきちんとやっという人が組織をする。こういうことでもありますので、そういうことも含めて農業にそう関係のない皆さん方を締め出すという言い方はおかしいですけれども、そこに立ち入るのを規制するという。いわゆる認定農業者が法人を設立する際にやはりそういうことが必要だということで、要は認定農業者の法人を設立する際の特別障害に法人の役員要件が立ちはだかっているという認識は特にございません。

ただ、巷間言われております、例えば株式会社による法人の設立とかという農業以外の皆さん方がこの法人を設立するという際の規制的部分をここに課しているわけでありまして、実際農業をやろうと、農業をやっているという皆さん方がこの法人を設立する際には、これが特別障害になっているというふうには今のところは認識をしておりません。

ほ場整備の条件に認定農家の誕生、あるいは集落農家の実施が前提条件となっている。このことは平成15年12月に策定をされました「米政策改革大綱」によりまして、水田農業の構造改革の加速化を図る観点から、従来の整備率向上を主目的とした事業体系、これはいわゆる整備だけすればいいというその目的体系をあたためまして、農地の利用集積、経営体の育成、これらを目的とする「経営体育成基盤整備事業」創設をされました。

そして18年度からは集落営農組織の育成を効率的に推進するという目的から、「集落営農育成基盤整備事業」も創設をされたわけでありまして。認定農業者、集落営農組織の育成目標・農地の集積目標面積、これが要件として折り込まれている。画一的な事業から農業構造改革の推進を図るための事業へと変わってきているというふうに認識をいたしております。

市内におきましても、数箇所の地域でこの「ほ場整備事業」の取り組み希望があるということは伺っておりますが、先ほど触れました、単にただ狭いより広い方がいいというようなことだけでのほ場整備事業は今後は採択をされなくなるということでもあります。この我が市の基幹産業であります稲作農業の持続性の確保、そして食料自給率の向上、これらを考えますと、今ほど申し上げましたとおりある程度はプロ農家である認定農業者や集落営農組織等に農地を集積して、効率的・効果的な生産体制を構築すること。これは必要不可欠です。

しかし、そこにもれた方と言いますか、小規模で自主的に農業をやっという皆さん方に対する部分をすべて切り捨てるということではありませんので、それはそれなりにまた個々の事例の中で相談をしていきたいということでもあります。

5 基盤整備について

都市再生モデル事業の概要と市の公共交通システム。この基本的な考え方でありまして。こ

これは平成14年に決定をされました「全国都市再生のための緊急措置～稚内から石垣まで～」というタイトルだそうであります。この一環として、「先導的な都市再生活動」を行うNPO法人、あるいはその他団体、地方公共団体を支援する事業でありまして、地域が「自ら考え、自ら行動する」これを基本にしているところであります。

平成18年度中に実施可能なものにつきましては、意欲の高さ、あるいは発想の新しい着眼点、創意工夫、閉塞状況の打破の方向性、独自性、これらが評価をされるところでありまして、本年4月3日付でこの募集がありましたので、合併後の地域資源を活用した「都市の活性化を図るための市内公共交通システム構築」の調査を提案いたしまして、全国541件の提案に対しまして、159件が選定、採択された。その中に私どもの市のこの本案が採択されているということであります。

そしてこれをどう活用していくかということでありますけれども、この生活交通確保対策は旧3町でそれぞれ取組に相違がありますが、合併調整の中ではまだそこはきれいに調整をされておりません。そのために地域バランスの欠如、あるいは運行方式の相違、委託契約方式等の錯綜、これらが生じているのが現状であります。また、国・県の補助路線との重複、料金価格の問題、あるいは通学、通園の運行基準のアンバランス、それから市立病院無料患者送迎バスと民間業者への影響等々で多くの調整すべき課題があります。今後引き続きこの事業をきちんと進めていくためには、やはり市民の皆さんの理解、そして民間事業者の理解が何よりも不可欠であります。

これらを構成員とします「南魚沼地域生活対策調整協議会」を設置させていただきまして、先ほど申し上げましたような問題点を整理したいと考えております。このモデル事業につきましては、この協議会で受託をするということになっております。やはり生活交通、公共交通とでも申しましょうか、このシステムはやはり私たちの市の活性化に直結する問題でありますので、まずいろいろの課題点を整理して、そして市民にアンケート　これは実施していかなければなりません　それをしながら中心市街地の活性化、そして均等な保健・医療・福祉サービス、合併後拡大した観光資源や公共施設の利活用。これを目指した公共交通システムを模索していききたいという考えでありますので、よろしく願いを申し上げます。以上であります。

教 育 長 3 教育について

寺口議員のお尋ねにありました教育の部分について答弁を申し上げたいと思います。まず、学区の再編の関係であります。昨日いろいろ議論になりました五十沢小学校の件につきましては、これは旧六日町教育委員会の時代から結論が出せずに先送りになってしまった。施設の老朽化が進んでいるために、この長期的展望に立ったというふうな中には含めることはできないというようなことで、ご理解をいただきたいと思いますが。長期的展望に立っての学区の再編について、どういうふうにかえるかと、こういうことでございますので、基本的な考え方を申し上げたいと思います。

ひとつには、やはり児童生徒数の動向に注目してまいりたい。それから今に始まったこと

ではないと思いますが、今、いろいろと新聞等で言われております大きい集団には馴染めない子供たちが増えているという、このことにも注意をしてみたい。それから昨日も申し上げたことでありますが、学校と地域との関連性。地域の文化・伝統というふうなことに配慮していきたい。それから、もちろん保護者の意向ということも大切にしなければならない。加えて、今ある校舎、体育館の老朽化等々の状況にも、当然のことながら気を使っていきたいということでもあります。

それから、今後出てくるであろう課題といたしましては、例えば学校選択性というふうなこと。あるいは、中高一貫校、これが今後この地域でどうなるかということにつきましては、この後、関常幸議員の質問に対して答弁したいと思いますが、こういったことへの対応も考えていきたいと思います。今現在、各学校が取り組んでおります特色ある学校づくり、これの将来的な見通しというふうなことも総合的に考えながら、長期的展望にたって検討してみたいと、このように考えております。

それから、フッ素洗口の件であります。市長から詳しく答弁がありましたように、私どもといたしましては、安全なものだと確信しておりますし、なおかつ大きな効果があるということから、今後とも継続して実施してみたい。ただ、今現在もそうではありますが、希望しない方にまでも強制できるものではないということで、希望者に対して今後とも引き続き実施してみたいと、このように考えております。

それから、3点目の公民館や体育施設の利用方法への市民の意見はどうだということですが、この点につきましては、大原運動公園のテニスコートの空き状況がなかなか把握できていないと、こういうふうなご意見、苦情は頂戴しておりますが、その他のことにつきましては、特段ご意見があるというふうには私は承知しておりません。以上でございます。

寺口友彦君　それでは再質問させていただきます。

1 行財政改革、市民参画について

まず、行財政改革、市民参画の1番目、第3セクターの問題であります。市が3億円を出資しているということは、市民の皆さまから見れば市が投資をした分について、当然市税となって市に帰ってこなければその投資の意味はないだろう、というふうに考えるのは自然だろうと思っております。

そうした場合について、市の方は、収入役が非常勤でありますけれども、監査役ということになっておりますけれども、経営の内容云々についてということを実際テナントに入っていらっしゃる方々から聞きますと、市の関わり方が弱いのではないかと。実際に街づくり会社の役員の方を見ますと、最終的には市が面倒をみってくれるからというような思いがあるのではないかと。そうとられるような考え方だというふうに聞いております。

そうした場合に市長がおっしゃるように第3セクターというもので見た場合については、まあまあかなと言いながら、一般の企業としては非常に問題があるというわけです。ですので、市がどれほど関わらなければならないかということになれば、監査役の役割を大いに活用するべきであると私は思っております。毎月1回の資金繰りといいますか、そういう会議

が行われていないとするならば、そういうものを開いていただいてそこに監査役が行き、これはこうするべきではないか、というような指導をしていかなければ、なかなかその会社の体質は変わらないのではないかと考えております。

万が一ということはあってはならないわけでありましてけれども、そうした場合には、3億円出資をしているだけではなくて、今現在会社が持っております債務について、市がその出資分の割合かどうかわかりませんが相当の部分を負わなければならないということになりますと、3億円を投資したという意味が一体どこにあったのかというふうに市民の皆さまからご批判を受けるわけでありまして。

そういう面で私はこの「ラ・ラ」をなくせと言っているわけではありません。経営改善に関して、市がやはり大きく関わっていかざるを得ないだろうと。今、何もしていなくても、結局最終的には負担は市にくるわけでありましてから、大いに監査役というものを利用して、私は経営に関わっていくべきだろうというふうに思っております。

2番目のベンチマーク方式ですけれども、確かに市長おっしゃるようないろいろな事業に数値目標を設定するのは非常に難しいものがあります。しかしながら、市民満足度を量るということは、例えばある事業はやってみただけでも、進捗度70パーセントまで来た、しかしながら市民の皆さまの満足度は得られないというようないろいろな方法もありますけれども、そうした場合にはその事業を取りやめると。市長は所信表明の中で変えることを恐れずというふうに言っておりますので、私はそれくらいの判断をする材料として、やはり市民満足度を図る方法をもっと精密に研究をしていくべきだろうと思っております。

その行政評価について第三者機関にお願いをしているわけでありましてけれども、私はやはりサービスを受ける市民の皆さまがまず一番にそのサービスに対してどう思っているか、それが一番だろうと思います。そこら辺をいかに量り、事業のローリングに生かしていくか。そういうところを研究すべきであろうというふうに思っております。

それから3番目の公共工事、特定の事例についてどうかというのがありますけれども、実際私の君沢のところに1件ありました。いきなり重機が来まして工事が始まる。区長も知らない。住民も知らない。何だろうというような事業がありました。大崎地区でもそういう事業、いきなりやぐらが建ったというのがありました。

聞いてみれば、確かに大崎地区の部分については業者が回りましたというけれども、公共工事云々ではなくて、その工事は全く必要なものであります。それはやはりその地元の方がお願いをして、市が認めて、これだけの予算を付けて実行するわけである。しかしながら、その進め方の部分について、例えば前面交通止めがあったり、片側交互通行があったり、通学路であれば子供達の通学にあうと。そういう場合について地元の協力が必要になるわけでありましてから。そうした場合について、これこれこういう工事がいつから始まります。これについては協力をお願いします、というような部分が、やはり文書なりでやってしかるべきではなかったかというふうに思っています。

六日町の駅裏の近くで下水道の工事がありました。それについて、ポストの中にこれこれ

の工事がいついつから始まります。そして地図もありました。その中にちゃんとマーカーで、ここからここまでであります、市民の皆さまにご迷惑をおかけいたしますが、というようなお知らせがきたわけであります。そうすると、あそこではこういうのがあったけれど、こちらはしていないというようなのであれば、おい、どうなっているのだ、と。合併したから、やはり六日町が中心なのか、と言われてもしかたない部分もあります。そういうことがないように。

公共工事そのものは必要でもありますし、やってもらって大いに結構である。しかしその進め方の部分でやはり細心の注意を払っていかなければ、市民の皆さまから、あんな工事必要ないのではないか、というようなことにもなりかねないわけですから。そこら辺を注意していただきたいという思いであります。

2 保健・医療・福祉について

それから、健康、医療についてであります。1番の経過については市報で行っていくという考えでありますので、確かに6月の時点での市報を見れば、これこれやりました。どうなりますかなどという結果なんてわからないわけですが、やはり定期的に年に1度であるとかというかたちで、市報できちんと知らせていくというわけでありますので、その方向で進めていただきたいと思っております。

健康の杜構想について、市民クラブがなぜ5億円取り崩しに反対をしたか、という理由が市長にはおわかりにならないという部分であります。これは和田代表が申しあげましたように、この改良積立資金につきましては、旧大和時代に非常に苦しい病院経営をしながら、病院の例えば雨漏りがするとか、エアコンが壊れたとか、そういうものも含めてそのためにとってきたものであって、それを使わずにやってきた部分もあるわけです。それを細かな説明もなしに、いきなり累積債務の方の返済に充てるということについて、いかがなものか。

実際、八色園の跡地にリハビリセンターをつくたわけでありまして、そういうことに対してその資金を使っていくと、それだったら理解を得られると思いましたが。しかしそうではなく、債務の方の返済に充てるということについては、もう少し説明があってもよしいのではないかとこの部分がひとつ。

もうひとつは佐藤議員が申しましたように、本来、病院の改良に充てるその資金です。では今度大和病院が今非常に、老朽化してどこどこが悪くなってきたという場合について、その資金はどこから出すのだと。もちろん一般会計から入れるのでありましようけれども、そのためにとってきたお金ではないかと。そういうものを修繕に使っていくというのが筋ではないか。というような考え方の2点で反対をしたわけであります。

確かに市長が言うように、「南魚沼市健康の杜構想」の中に発展をさせていく。ただし、基幹病院という問題があるので、その基幹病院の問題がある程度解決をしなければ、その概要というものは出せない。それはそのとおりでありましようけれども、やはり病院を核としたそういう健康の杜構想ではあるでしょうけれども、それを基幹病院抜きにしても南魚沼市はこういうかたちで健康の杜構想を発展させていくのだということの概要を、先に示しておくべ

きではないかというふうに私は考えております。

基幹病院の概要については、おそらく近年中には出てくるのではありましようけれども、その以前に私は、出しておく。その結果、基幹病院がこういうかたちで決着をしたので、この病院構想の事実はこの辺を修正します。というくらいのことを先にやっておくべきではないかというふうに思っております。

3 教育について

それから教育についてであります。教育長の方が、長期的な展望になく五十沢地区の再編は考えたということでもあります。長期的云々については、という部分でありますけれども、昨日のやりとりなどを見ていますと、地元に住んでいらっしゃる方にとって学校というものは、やはり心の拠り所と申しますか、そういう部分は非常に大きいわけであります。そうすると、子供の減少数はもちろんその長期ビジョンの中に入りますけれども、地元の考え方、気持ちというものを大きく組み込んだようなかたちでの長期ビジョンをつくっていくのだというところを先行させるものはやはり地元の考え方であるということがお聞きしたかったわけであります。

次に、フッ素でありますけれども、これの有効性については、実は塩沢の歯医者さんから指導をいただきました。さらにそれを発展させていくという考えはないのか、という質問といたしますか提案を受けましたので、そこで市の方はどの程度かなと思っていただいております。フッ素洗口が非常に有効であり、それを強制はしないけれども進めていくという考え方でありますので、さらに一步踏み込んで、さらに虫歯対策として有効なものはないかという研究も合わせて進めていくという、そういう姿勢が大事ではないかなというふうに、私は考えております。

それから3番の公民館や体育施設の利用方法については、格段クレームがついたというものはないというのでありますけれども、実はある会合で塩沢地区館の方に、この日曜日の夜でありますけれども7時半から会議をやるということで行ったわけですが、鍵の所在がなかなかわからないと。窓口のところにおいてありますということですが、それを探すにも30分くらいかかったというような状況であります。夜ですので、職員を置けとか何とかは言いませんけれども、これこれこういうような使い方であるということをもっと地域住民に知らせていくという、そういう作業が足りなかったのではないかというふうに私は思っております。

だからそこに管理人を置けというような無謀なことを言っているのではありません。使い方としてこうである、ということをもう少しわかりやすいように、きちんとあそこに書いておくと、そういう作業が必要ではないかなというふうに考えております。

12時を過ぎましたので、急げという視線がきておりますので。なかなか急げないという事情もあります。

4 産業振興について

産業振興についてであります。議長が「うん」と言いましたので手短にします。この部

分について市長から十分な説明をいただきました。私がこの部分を出したというのは、実は農家でない方、農家でない方に実は素晴らしいアイデアを持っている方がいるわけであり、そういう方たちをただの株主ではなくて、取締役役員として中に取り込んでいって、そして 農業法人などという、特殊な会社のように見えますけれどもようするに一般の株式会社であります。その株式会社が元気になっていただいて。もちろん認定農家というのはプロでありますから、実際の米作りについてのプロの技術を発揮していただければいいわけで、認定農家などというのはおいておけと言っているわけではありません。

やはり一般の方々のそういうアイデアを取り込むためには、今の役員の要件というのは非常にひっかかるものがあります。そうした場合について、この優良米の産地である、日本一高い米を生産している南魚沼市で、こういうような要望が出てその会社が成功していると。その結果、雇用も増えたとし、市税として非常に潤っていると。市にとって非常にいいことだというような宣伝をつくっていく、私は絶好のチャンスだと思っているわけです。

ほ場整備については、そうした場合についてもなかなかうちの地区は、3畝とか5畝とかそういう田んぼが非常に多くあるわけです。そうした場合については、ある程度ほ場整備を先行させなければ、なかなかそういう会社に来て、では俺達がやろうかと言っても非常に負担が多いという部分があります。そういう面で市として、なんとかそのほ場整備を先行させるような方法を考えていくという、そういう姿勢も大事ではないかなというふうに思っています。

産業振興ということは、農家でない市民の方から見れば、いくら投資をして、いくら返ってきたのだという部分を絶対見るわけであり、例えばJA魚沼みなみに対してラック式低温倉庫を導入するについて、血税を投資しているわけです。ではその血税の分だけ魚沼みなみさんが営業成績があがって、いくら市の方に税金として返ってきたのだというふうに言われれば、なかなか答えづらい部分もあると思います。

これからは、そういう目でものを見られるわけです。教育や医療や福祉というものについては、なかなかビジネスと直結した部分はありませんけれども、産業振興となればそういうわけにはいかない。市がこれだけ投資をしたら、それだけ返ってくるというようなところがなければ、先ほどのベンチマークではありませんけれども、市民満足度を得られない。そんな事業止めてしまえということになりかねないわけで、そういう部分で市として何か研究をしていただきたいという思いであります。

5 基盤整備について

基盤整備については、基本的な考え方という部分で一言だけ言わせていただきます。やはり今、民間バスが走っております。非常に乗客も少ないという状況であります。そういう路線を全部含めて市が担当しなければならないような、そういうような状況にならないように。やはり今まで、民間路線を担当した民間路線のバス会社も利用しながら、市がそれを負担もなく、かつ市民サービスの向上につながるような、そういうような考え方でシステムを構築していくのだと。そういうようなお考えを聞きたいと思います。以上で再質問を終わります。

議 長 寺口友彦君の再質問に対する市長の答弁を求めます。

(「休憩」の声あり)

議 長 それでは暫時、昼食のため休憩といたします。休憩後の再開は1時10分といたします。

(午前12時08分)

議 長 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

(午後1時10分)

議 長 一般質問を続行いたします。寺口友彦君の再質問に対する市長の答弁を求めます。

市 長 寺口議員の再質問にお答えを申し上げます。

1 行財政改革、市民参画について

まず最初にこの街づくり会社の件であります。収入役がご指摘のとおり、監査役としてここに関わっているわけでありましたが、以前は助役も六日枚時代ですけれども取締役として経営に参画したといえますか参入していたわけでありましたが、私が就任した当時、それは引き上げさせていただきました。そしてその後、収入役が監査役ということですと送り込んできているわけでありましたが、おっしゃるとおりでありますので経営改善等についても、適切に指導していただくように、また平賀収入役からもお願いしたいと思っております。

なお、万が一という部分であります。法律的には3億円の出資がむだになるという部分で一般論は終わるわけでありませんが、入念に調査をいたしますと、当時街づくり会社の設立に主導的な役割を果たしたのは町であります。そして初代社長も当時の町長が勤めたというようなことありましてこれは万が一ですから、ないようにしなければならないわけでありましたがそういう事態を招いた場合には、同義的な責任は免れないという専門家の指摘も受けているところであります。そうならないように、賢明な指導を含めて経営改善に努めていくようにやっていかなければならないと思っているところであります。

2番目のベンチマーク方式であります。おっしゃっていただいたように、なかなか設置をする部分というのが非常に難しいわけでありましたが、やはり研究はしていかなければならない問題だと思っております。当面は、先ほど申し上げましたように、モニター制度の活用、あるいは市のホームページとか、いろいろな場面を通して市民の皆さん方の意向、考え方、これをきちんと把握をしながら執行にあたっていくということであります。

事業が進捗している事業であっても、市に必要なという判断が出る場合は、これはおっしゃっていただいたとおり、中止あるいは先送りとか、そういうこともやむを得ない処置をして出るやもわかりませんが、今のところはまだそういうことには至っておりませんが、それらもきちんと精査をしながら執行にあたっていきたいという思いであります。

公共事業の進め方の関係で具体的に君沢、大崎でというお話がありました。これがまた私ども、市の発注工事であるか否かちょっとわかりませんが、そういうことのないよう

に、私どももそうですし、また業界の皆さん方にもきちんとした指導を今後ともやっていきたいと思っております。また何かございましたら、ご指摘をいただきたいと思っております。

2 保健・医療・福祉について

福祉センターの件でありますけれども、これはおっしゃったとおりでありまして、報告すべき内容、事態が生じればやはり報告していかなければならないわけでありまして。その都度、その都度であります。これも先ほども申し上げました非常に微妙な問題も含んでおりますので、どういう内容をどういうふうに公表できるかというのは、今のところまだ不明確でありますけれども、極力公開をして、市民の皆さん方にご理解いただくように努めてまいらなければならないという思いは持っておりますので、よろしく願いいたします。

「ゆきぐに健康の杜構想」の件であります。説明もなしにという、議会の皆さんには確か議案を出したときに説明。その前に病院事業の運営委員会の中でも、事務長から説明をし、私の方からもお話申し上げておりまして、ただそれ以前、それ以上の説明は確かにやっておりません。そして、今後大和病院の改築、あるいは補修、修繕の財源につきましては、当然であります。病院事業会計あるいは一般会計からの補助、繰り出し、それらで対応していくわけでありまして、例えばちょっとした修繕とか、補修的なことをいちいちこの積立金から取り崩しながらやっていくという手法は今までもとっておりませんので、これは全く問題がないというふうに認識をしております。大幅な、大きな修繕、あるいは改築等が発生すればまた別問題であります。今のところはそうには至らないだろうと。ただ、そういう事態が発生した場合は、病院事業会計、あるいは一般会計の中で処理していかなければならないことだと思っております。

そして、基幹病院構想が出る前に私どもの構想を出すべきだと。これは、私どもの構想を出して、今度は基幹病院の構想が新たに出てきて、また手直しが確実に必要になるわけでありまして、私はそうは考えません。そう先の長い話でありまして、基幹病院構想が出てきた時点でそれに合わせて、この健康の杜構想をどうそこにまた肉付けしていくかということをしきんとやっていくべきだというふうに考えております。今のところは、大まかな六日町病院への考え方、あるいは大和病院、城内病院的な部分は文言として出す程度であります。

具体的な部分は先ほど触れましたように、基幹病院の具体的な姿を見てそして対応しなければならぬ問題だと思っております。これは見解の相違ということになるのかもわかりませんが、ご理解をいただきたいと思っております。

3 教育について

フッ素はそのとおりであります。

4 産業振興について

4番の産業振興の法人役員云々でありますけれども、確かに異業種と言いますか全く専門以外の方がその事業を見たときに、素晴らしいアイデアを出したり、考え方が固定されていまして、そういう部分では非常にいいと思うのです。しかし、今、農業をめぐる問題と

というのは、ちょっと先ほども触れましたが、例えば株式会社に農業経営をさせる。農地取得を認める。これについても、非常に先を憂慮しすぎて、産廃置き場に使われちゃ困るとか、あれやこれやといろいろな話があるわけでありまして、やはり農業者、農業を専業にやっていらっしゃる方たちの立場やそういう部分を、ある程度保護する、守るという意味でこういうことが今なされていると思います。

そういう懸念が全く払拭されれば、自由な考え方や幅広い考え方を持つ人たちがその経営に参画するというのは、私も特別悪いことだとは思っておりませんので、いずれはやはりそういう方向へ行くのだらうと思っております。当面はある意味では認定農業者やそういう皆さん方の保護という失礼ですけれども、そういう措置ではないかという、私のこれは個人的な考え方であります。

2番目のほ場整備関係。今、旧六日町では、いわゆる畔抜き工事。小さい田んぼがいくつもある部分を畔を抜いて1枚の田んぼにするという、これについて町で単独、市になってからもまだ今もやっているね。（「はい。やっています」の声あり）こういうことで対応してきた経過もあります。ただ、20町歩、30町歩の部分をこれをやるということではありまじんで、本当に個々の対応でありますから。

今ほどこれも申し上げましたように、集落とか、あるいは担い手とか、経営体育成とか、こういう部分を育成するためという事業がそういう方向に変わってきておりますので、個々が使い勝手が悪いからほ場整備してしまおうという部分は、非常に補助事業として採択される可能性も低くなってきているということは事実であります。

そこに市が単独でそういうほ場整備事業に補助金を出しながら対応できるかといいますと、これはできません。できませんというかやりません。やりませんので、そういう部分があって、皆さん方でそういう気持ちになっていらっしゃる方は土地改良区とも相談いただいて、やはり団体であれ、県単であれ、そして一般的な公共的な部分であれ、これはそういうかたちで進めていっていただかないと、なかなか対応ができていかないということでもあります。ですので、これも個々具体的な部分はまた担当課に話をさせていただければ、対応できる部分是对応させていただきますのでよろしくお願いいたします。

5 基盤整備について

あとの5番目の都市再生モデル事業。これについてはおっしゃるとおりでございますので、そういう方向で私どもも。ただ、今、民間でバスを回している路線も、ほとんどの路線が赤字でありますから、県も国も市も補助を出しながら、その路線の運営維持をしているわけがあります。

そこを、例えば廃止する、事業者が止めたという場合ですけれども、そこはやはり市として、ある程度の交通機関の確保というのは必要になりますので、そういう前後がないように先ほど申し上げました「南魚沼地域生活対策調整協議会」この中できちんと調整をしながらこの事業を進めていくということでご理解いただきたいと思います。以上であります。

教 育 長 3 教育について

教育の部分につきまして答弁を申し上げます。まず、学区の再編で、地元の意向をしっかり聞けと、こういうご指摘だったと思うのでありますが、昨日の五十沢小学校をめぐる議論の中で、そういうことに対して不安を持たれたのかなと思いますので、繰り返しになりますが若干お話をさせていただきたいと思います。

昨日も申し上げましたが、五十沢小学校につきましては、校舎の老朽化。躯体だけではありません。設備等々すべてにわたってであります。老朽化が進んでおまして、ここで十分な時間をかけてということができない状況が控えておると。こういう判断に立ちましたので、教育委員会では保護者の皆さんの意向を聞いたうえで方向を出そうと、こういうふうにいたしまして方向を決めまして、小学校、あるいはその後になりましたは保育園の園児をかわせておられる保護者の皆さんの意向を聞いて、方向を出したと。地域の皆さんへの説明については、これから十分やっていきたいと、こういう考え方で進んできたところであります。

しかし、その他につきましては、先ほどちょっと申し遅れましたが、今年、平成17年度からの繰越で8つの体育館、屋内体育館の耐震補強をやります。それから、8つの小学校、2つの中学校でこれから順次計画を立てまして、耐震補強工事を行ってまいります。これらを行いますと、多少施設の面では時間的にゆとりが生じてくるというふうに考えておりますので、今後の学区の再編ということにつきましては、保護者の意向はもちろんであります。地域とも十分意見をいただく中で考えてまいりたい。基本的には、先ほど申し上げたようなことが検討の要素になってくるだろうと、こういうことでございますのでご理解をいただきたいと存じます。

それから、フッ素洗口でさらに有効な方策を研究すると、こういうご指摘でありました。保健課と十分相談しながら、適切、有効なものがあって、そう手間かからずにできるということであれば、また対応してまいりたいと、このように思っております。

それから、公民館の鍵の件でありました。公民館の鍵の保管等々につきましては、合併前と全く変更していないのでありますが、しかし、不都合があったということでもありますので、お詫びを申し上げたいと思います。もっとも、どうして今のやり方になっているかということについての検証もさせていただかなければならないと思いますが、そのうえで改善すべきところは改善してまいりたい。地域の皆さんから使っていただくためにあるわけですから、使っていただくのに支障があるというふうなことであれば、改善してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

寺口友彦君 残り時間5分ということですが、5つの項目について質問させていただいたわけですが、すべてに共通するということは、市のサービスについて、そこに市民の皆さまの意向をいかに反映していくかということが、非常に大事な部分であります。

産業振興についても、農家でない方もいらっしゃいますし、当然、農家保護というのも大事になるわけがあります。しかしながら、市全体がその財政再建に向けて動き出している中で、ある一部だけを特別視するというわけではありませんし、また一部の人の意見だけを重

用をするというわけでもない。やはり市民の皆さまの意見をいかに取り込んで事業を進展させていっていると。だめなものは止める。ある程度いいものは取り入れていくという方向であると私は思っております。

厳しい財政運営を任されている井口市長は、常に苦悶の表情で市長室におられると思えますけれども、その表情が晴れやかになるように、市民の皆さまの声をひとつひとつ聞いて、それを市政の発展に生かしていってもらいたいと思っておりますので、その辺についての市長の考えをお伺いします。

市長 お気遣いありがとうございます。市民の皆さまの声を聞きながら、それを生かす市政をやっていく。これはもう当然のことですので、それに徹したいと思えますが、ある意味では大衆迎合ということにならないように、これもまた気をつけなければなりません。日々、自分を律しながら、一生懸命務めたいと思っておりますがよろしくお願いたします。

議長 質問順位 21 番、議席番号 6 番・関常幸君。

関常幸君 午前中よりの傍聴、ご苦労さまです。通告にしたがい、2 点質問いたします。

1 ショッピングセンター「ラ・ラ」について

1 点目は駅前ショッピングセンター「ラ・ラ」すなわち六日町街づくり会社について質問いたします。この件については、前の寺口議員が市の関わり方について質問し、市長から話されましたが、それをふまえて質問したいと思います。

9 月の定例議会でするので、実りの秋、豊作の秋、収穫を喜ぶということで、農業問題、農政問題を準備しておりました。ところが産業建設委員会、所管事務調査の報告に 11 ページにわたりショッピングセンターの「ラ・ラ」の現状、貸借対照表、損益計算書、質疑応答の様子が記され、本会議初日に報告されました。その報告を聞き、私は直感して「ラ・ラ」は危ないのかな。南魚沼市 6 万 3,000 人の中心街、六日町駅前が空洞化するのではないかと。空洞化させてはいけないという強い思いから質問に立ちました。

皆さんもご存知のように、ショッピングセンター「ラ・ラ」は地元の期待を一心に担い、平成 8 年 12 月に六日町駅前の商業の中心として、六日町、地元企業、中小企業基盤整備機構の 3 者の協力を得てオープンし、今年の 12 月で 10 年目を迎えようとしております。当時、浦佐の商店街は客足が遠のき、商店街に活力がなくなる中で、新幹線駅があり、毘沙門堂があるのに何で活力がなくなるのだろうかと思っていましたので、町の中心、駅前をより賑やかにするという六日町の対応に、ある種の嫉妬と同時に、さすがに六日町だな、と羨ましかったことを覚えております。

しかし、オープン直後から郊外に大型ショッピングセンターが相次いで進出し、設立時の収支計画を大きく下回る結果となりました。よく 10 年間もったな。いや、もたせたなというのが私の率直の感想です。企業であれば、会社であれば、いつ倒産しても、撤退してもおかしくない経営状況であり、今もその環境は変わっておりませんが、経営者の懸命な努力と

地元企業やテナントの皆さんの血の出るような汗と努力で、市長、話がありましたように、平成15年度より当期純利益で黒字を出してきております。

南魚沼市の玄関口、六日町駅に立地するショッピングセンター「ラ・ラ」。そしてここ数年六日町駅前商店街に人が戻ってきたように感じております。駅前通りを空洞化させてはいけない。当市の中心街として、より活性化させるためにもショッピングセンター「ラ・ラ」の存在は大切です。

そこで市長に伺います。寺口議員の質問にもありましたが、県の考えは条件変更して、経営は良好だよ、市も事業費の補助金、屋上での活用、「ラ・ラ」の空き地区に市の施設を入れていきたい。それから監査についてもしっかりと経営指導をしていく。そしてまた、万が一ということも話されました。それで私の強い思いが払拭されていないわけでありまして。まちづくり、市民のことを思ったときに、今の市長の答弁ではなくさらなる私の思いに通じるような答弁を市長に伺います。

2 中・高一貫教育について

2点目は、学力向上という視点で中・高一貫教育について伺います。新潟県が教育後進県と言われている理由に、大学進学率の低いことが挙げられております。本県の大学進学率はずっと最下位かビリから2番目に位置してございました。しかし、平成に入り、全県学区の国際情報高校、単位制の高校、理数科のクラスの設置と多様な教育で子供たちの無限の力を引き出し、子供たちの自己実現のため県及び県教委は懸命に教育改革を行い、平成5年に24.5パーセントだった本県の大学進学率は、平成17年に40.3パーセントとなり全国順位もビリから2番目の46位から32位に上昇するなど、一定の効果をあげてまいりました。

県教委はさらに子供たちの学力向上のために平成14年度より中・高一貫教育を導入してまいりました。14年度に村上中等教育学校、阿賀黎明中高、15年に柏崎、16年に燕、17年に魚沼の津南、18年は上越の直江津、あと佐渡、長岡、新潟で計画されております。私立の明訓高校も19年度から導入すると聞いております。

昨日も五十沢地区での小学校の統合について一般質問があり、執行部と厳しい応酬がありました。それは誰もが子供たちの教育環境をよくしてやろうということから起きているからです。

そこで伺います。提案をいたします。少子化により子供が減少していく中で、今後、塩沢商高、六日町高校、八海高校とクラス数の減少が必然的に発生し、クラス数の縮小はやむなくなってきました。そういう現状の中で子供たちの学力向上と子供たちの将来の夢の実現のために、3高校に2クラス程度の中・高一貫教育を提案いたしますので、考えを伺います。

また、国際情報高校については昨年の秋、魚沼市で開催された知事とのタウンミーティングで知事がこう発言しております。医師不足の解消策のひとつとして、国際情報高校の中・高一貫化を検討したい。対してどのように考え、当市の首長としてアクションを起こしたのか伺います。壇上での質問を終わります。

市長 閣議員の質問にお答えをいたします。

1 ショッピングセンター「ラ・ラ」について

ショッピングセンター「ラ・ラ」についてであります。内容につきましては、午前中の寺口議員に申し上げたとおりでありまして、気持ちはその際に申し上げましたが、できる限りの方策をもってとにかく継続的に経営をしていっていただきたいと思う気持ちは誰よりもあるところであります。が、万が一という話も出ましたので、万が一の場合はこうだということでもあります。

そこで、今も若干の動きもありまして、そういうことも踏まえながら、入居者の、入居者といいますが、あそこテナントで出ている皆さん方の撤退、あるいは変更による大きな変化も想定をされる部分がちょっとありますので、これらも含めて関係者と今年度中に抜本的な対応策を練らなければならない。

ここに質問事項でご指摘いただいていますように、先送りばかりしていてもいい結果は出ないという、これはもうそのとおりでありますので抜本的な対応策をとっていかなければならないと、そういう今、準備段階に入っているところであります。これは当然ですけれども、経営継続を前提として考えていることでもありますので、悲観的にとらなないでいただきたいわけではありますが、そういうことです。

ただ、これはやはり入居者の皆さん方の動きというのが非常に大きな要素になりますので、いかに市や、あるいは会社がいろいろの改善策を講じて、入居者の皆さんから見放されればこれはもう一発でアウトですので、この辺も含めて検討を重ねていく。そして、そうそう先送りばかりはしてられない部分もありますので、きちんとした抜本策を検討していくということです。そこで万が一という部分があるとすれば、そういう状況だということをおおし申し上げたつもりであります。

2 中・高一貫教育について

中・高一貫教育について。これは教育長に答弁させますけれども、知事発言についての部分だけちょっと申し上げさせていただきます。知事がそういう発言をしたということをおおしあまり念頭になかったものですから、特にそのことについてのアクションは全く起こしておりません。

それと、これは教育長が後で申し上げるとおおし思いますけれども、通学範囲が全県一区的な部分でのこの中・高一貫 国際情報高校ですね、中・高一貫というのは非常に素人ながらも難しいことではないかなという気がいたしますが、これは県がそうするというのであれば、これは県立高校でありますのでどうなるかわかりませんが、その辺は私はちょっと言及は避けませんが、知事のその発言に対してのアクションは一切、今、このことについては、起こしておりません。以上であります。

教 育 長 2 中・高一貫教育について

お尋ねの中・高一貫教育について答弁を申し上げたいとおおし思います。第1点目でございますが、今後、少子化に伴って、高校の学級減が避けられないということについては、おおしらくそういう方向にいくだろうということで、私も同様に考えております。ただ、具体的に名

前をあげられました、3つの高等学校にそれぞれ2学級くらいの併設中学校が併設できるだろうか。この辺につきましては、私としては見通しは非常に困難だろうというふうに思っております。

議員からもお話がありましたように、平成14年度から県内では5つの中・高一貫校、中等学校でありましたり、併設型の学校だったりというふうなものもあったかと思いますが、開校しております、この後、上越、佐渡で一巡するのかなというふうな情報もございます。つまり、お話になりました新潟、長岡がこれを設置するかどうか、ちょっと今のところはっきりしていないというふうな話もございます。ですので、佐渡で一巡が終わるのか。あるいはお話のように長岡、新潟まで行って一巡が終わるのか。ここは定かではございませんが、そういう状況であります。

また、県教委、正確な公式な発言はもちろんないわけではありますが、2巡目に入るか、入らないか。一巡で、つまり一巡したところでこの中・高一貫校の設置を、打ち切るというのか、当分休むというのかちょっとあれですけども。2巡目に入るのか、入らないのか、これも定かではないというふうなところでございます。

ただ、この一貫校に入った子供たちの成績がよるしいことは、これは先般行われました全県一斉の学力テスト等を見れば、明らかであります。中・高一貫校は何と申しましても6年間を見通したカリキュラムによりまして教育が行われておりますから、これが最大の強みだと思いますし、あとは入学に際しまして学力テストは行わないと言いながらも、面接、作文等々で選抜をしております。おのずからその学校に進学して、勉強しようという子供たちがそこに集まってくるということでありますので、こういう素晴らしい結果が出ているのもうなずけるところであります。

ただ、周辺校におきましては、若干やはりこれに伴って問題が出てきているというふうにも聞いております。小学校から中学校に進学する、入学する段階で、いわゆる優秀な子供が一貫校の中等部に雪崩落ちてしまい、その市町村のその学区の中にある中学校がなかなか難しくなると。こういうことだそうであります。それは、この中・高一貫校の本来の問題点ではありませんので、そういったこともあわせて検討していくという程度でございますけれども。

ただ、通学できる範囲の中にこのような中・高一貫校というふうなものもあったりすることにつきましては、子供たちが自分の進路を選択する選択肢が大きく広がるわけありますから、こういったチャンスというふうなものを子供たちに広く知らしめる中で、学ぶ意欲というふうなものを高めていきたいなど、こんなふうに考えておるところでございます。

それから、そんなことがありますので、具体的に例示されました3つの高等学校にそれぞれ中等部の設置というふうなことは、ちょっと難しいのかなと。ただ、県が方向を出してくるときに、速やかに対応できるような準備を進めていく必要があるだろうと、こんなふうに思っております。

2点目の国際情報高校を核にした中・高一貫ということではありますが、これはかなりと言

いますか、難しいだろうと思います。理由は2つであります。ひとつは市長も申し上げましたが、議員の質問の中でもありました。国際情報高校は全県一区の高校であります。そしてご承知のように、県内では有数の進学校になっております。文部科学省が中・高一貫のガイドラインみたいなものを出しているわけではありますが、その中では、いわゆる進学校にはしないというふうな文言がございます。

それから、中学生が通学できる範囲。これを新潟県も決めているわけでありまして、全県一区の高校と併設される中学校という部分については、極めて接続が難しいという部分もあるのではないかなと、こんなふうに思っております。

それから、新潟県の中・高一貫校の特徴でありますけれども、中学を終わってからほかの高校に進学するとかということ全く想定していないということでもあります。今、既にできております5つの学校の場合には特段問題なくて進むのかも知れませんが、例えば国際情報高校と中学校が併設されたとしたしまして、もちろんすべての中学校から入れるわけにはまいらないと思いますから、例えば1学級を中学校に入れて、1学級は中学校から情報高校へ進学する。もう1クラス分は高校で選抜試験をやって入学してもらおうと。こういうふうなことに仮にしたとしたとしても、中学校で入って、そのまま後期の国際情報高校の課程を円満に卒業できればよろしいわけではありますが、途中でついていけない、自信がなくなったという方の場合は、かなり難しくなる。こんなふうに思います。

それから、高校から入学できる割合が、例えば半分というようになりますと、ほかの中学校から国際情報高校を目指そうという、そういう生徒との兼ね合いというふうなこともまた問題になってくるのではないかなと、こんなふうに思います。

そんなふうなこともありまして、進学校、エリート校というふうなものについては、この中・高一貫には馴染まないというのが文部科学省が出しているガイドラインだというふうに私は理解しております。

したがいまして、この後の、例えば六日町高校、あるいは塩沢商高、あるいは八海高校というふうな高校との中・高一貫併設というふうな部分については研究してまいりたいと思いますが、国際情報高校を核にした中・高一貫校は、研究しないと申しませんが、相当以上の困難があるのではないかなと、このように考えております。以上です。

関 常幸君 再質問させていただきます。

1 ショッピングセンター「ラ・ラ」について

1点目のショッピングセンターの件につきましては、国が株主として、中小企業整備企業機構として関わっているわけありますので、国の場合はいろいろ法律だとか等々の中でいつも変わりやすいわけありますので、ぜひこのところは市長からきちんとやはり言質をとって、市のまちづくりには大事なんだという視点からしっかりそここのところはお願いをしたいと思います。そここのところを質問させていただきます。それから・・・ショッピングセンターについてはそここのところをお願いしたいと思います。

2 中・高一貫教育について

中・高一貫教育についてであります。だから、私は市の姿勢は、県がこうだからこうですよ、というふうなのではまずいのではないかなということから、この問題については質問をしてみたいと思います。教育長も認めておりますように、成績は確実にあがっている。私たちも子供たちのために教育環境をつくってやろうと。昨日の一般質問もそうです。そうであれば、教育は百年の計であります。子供たちのためになぜ南魚沼市としてそういうことができないのかということを一問質問させていただきます。

それから周辺校に問題が出ているというふうなことがありましたが、逆にそうでない高校も私は知っております。そういうところが多いわけであります。そこに中・高に入るために周りの中学が頑張っ、よし負けないようにやろう、というふうな効果も非常に出てきているわけありますのでそういう観点から。では南魚沼市として小学校、中学校の教育について現状でやっていったとき、確かに今年は教育関係に重点的に配備をいたしましたけれども、根本的な解決には私はならないのではないかなというふうな意味で、具体的に提案をさせていただいたわけあります。

それから、国際情報高校については2つの視点からありますが、市長は知事発言についてよくわからなくてアクションを起こさなかったというようなことありますし、それから8月2日の基幹病院の・・・北里で有ったときに、国際情報高校という名前をあげませんでしたけれども、経団連の代表の方がそれらしい発言もしているわけあります。そしてまた、この9月21に知事とのタウンミーティングがありますが、そこも知事は国際大学を視点に絞った中で教育を重点にしているわけあります。そういうふうな試算があるのをうちの市がなぜ積極的に関わって、市づくりに使わないかという視点を市長に問いたいと思います。

今ここで長岡と新潟に医師医薬の医者専門のクラスができて、これはタウンミーティングの国際情報高校発言を受けて、県の職員が動いたのではないかなというように私は推察しております。ですので、子どもがもっと早くこれをキャッチして受けたときに、国際情報高校は難しいというのは誰でも始めてスタートするのは何でも難しいですが、そこをやはり乗り越えてやるということが市の発展になるというふうに思っておりますので、そのところを市長からお願いをしたいと思います。

それは確かに国際情報高校で全県から中学生、まだ幼い子が親元を離れているのは大変ですが、私がイメージしたのも県も金がないわけありますので、例えば1クラスだけ国際情報高校に中・高をつくってゆく。そうであれば3クラスつくればいいわけありますので、それは体育館もグラウンドも設備しなくても十分できる。そこは通学範囲から入ってくる。そういうふうな中でよりしたときに、ひとつの道が開けてくるのではないかな。県知事が言っているわけあります。それを踏まえてやはり私は十分対応してみるべきではないかと。それによって、私、言いましたが、教育長が心配したように、ほかの下がるということとは絶対ないです。そこに負けないように頑張っていこうというふうなものが働くわけありますので、そういう中での再質問をさせていただきます。

市長 再質問にお答えいたします。

1 ショッピングセンター「ラ・ラ」について

ショッピングセンター「ラ・ラ」の件につきましては、1回目の答弁でも申し上げましたように、市とか県とか、あるいは中小企業基盤整備機構ですか、こちらの方から「ラ・ラ」の経営に待ったをかけるといいますか、いわゆる解散とかそういう方向に進めというようなことは全く行動を起こすということはありません。ここが万が一という部分が生ずるとするのは、先ほど触れました入居者、入居をしている皆さん、テナントで入っている皆さん方の動きの中で大きな変化があるかもわからないということでもあります。

ですから県も私たちも街づくり会社と言いますか「ラ・ラ」をいかにして経営改善をしながら継続させるかという、その方向で一致をして協力してやってきているわけですので、議員おっしゃったような懸念はないということです。ただ懸念があるとすれば、後段の部分と。そういうことでもあります。

2 中・高一貫教育について

知事発言についてであります。私はこの知事発言は、実際聞いたのでしようけれども覚えていないのです。そこで8月でしたか北里学園での、そのときは荒川先生もおっしゃっていましたし、経済界の皆さんもおっしゃっていました。これは国際情報高校に限った発言ではありません。高校生の学力をきちんと上げなければ、なかなか医師として育っていかないと。何も国際情報高校だけを指して言っていることではありませんで、この地域には医師を目指す皆さんが、例えば塩沢商高やそういうところへ行くとは思いませんけれども、六日町高校もあるわけです。そういう部分のレベルをきちんと上げていかなければならないと、そういうことを申し上げたわけでもあります。

ですから、国際情報高校に限ってそこにターゲットを絞って、こうやろう、ああやろうという話は、私は今のところは全く聞いておりませんので、県の方にもそういうことは、いわゆる働きかけをしていないと。国際情報に限ってこうしてくれなどという話はしていません。

ただ、高校生のレベルを上げるということについては、これは大賛成でありますから、どういう手を打っていただけるか、あるいはまた私たちがどういう要望をしなければならないのかということは、これからもきちんとやっていかなければならないと思っております。

タウンミーティングの際は、国際大学に的を絞ったと言いますか、いわゆる国際人を育てるという、そういうことについてのタウンミーティングの主要な題材であるようでもあります。

知事が今、国際大学についても非常に、当然でありますけれども、理事にもなっているわけでもありますので、興味を示すという言い方は失礼であります但し相当の思い入れを持っていることは十分伺っております。県の職員ともその辺は密接に連絡をとりながら、タウンミーティングの際に知事と私と湯沢町長の、また昼食時の懇談もあるわけでもありますので、この地域のそういう部分の問題点もきちんと話をし、知事からそういうことについてまたお考えいただきたいと思っております。

長岡にその動きがあったということですが、それは全く私はそういうことではないと思えます。これは私の感覚ですね。実際そうなのかもわかりませんが、知事がタウンミーティン

グで解消策のひとつとして国際情報高校の中・高一貫を検討したいと言ったそうではありますが、これは知事の発言であります。それを受けて、県の教育委員会が動いたという形跡もございませんし、ましてそれを飛び越えて担当職員と言いますか、一職員や課長が動いて先陣を切っているなどということは、私には考えられませんし、そういうことではないと思っています。関議員のまた情報源が私たちより豊富な部分もありますので、そうだとすれば、それはまたそれなりということではありますが。それについては、私はそういう認識はもっておりません。以上であります。

教 育 長 2 中・高一貫教育について

再質問にお答え申し上げます。ご指摘にありましたように、中・高一貫校は極めて学力テストを見る限り素晴らしい成績をあげている。ご指摘のとおりでありますし、それからその一貫校に負けられないように各中学校がそれぞれ特色を發揮して頑張っている。そういったことだろうと思います。

子供たちの幸せのために学力を上げるために、私どもは努力するのだと。こういうふうに議員おっしゃいますし、全く同感でございます。ただ、私ども教育委員会が考えておりますときの学力という部分につきましては、いろいろ言われておりますが、今、かつてもそうだったのでしょうか、いわゆる学力の2極分化が非常に進んでいるのだということが言われております。上の方の こういう言い方は失礼であります。上の方の皆さんにはきちんと意欲をもたせてやれば、国際情報高校という目標があるわけであります。私どもが今、一番心配しておりますのは、なかなかそういうふうになっていかない、2極分化の下の方にある子供たちであります。この子供たちにこれから世の中を一人で切り開いていける、そういう力を付けさせたい。これもまた大きな願いであります。

中・高一貫校で優秀な成績で頑張っていた。これもそれはそれで素晴らしいことありますし、またそういう子供たちがこれまで以上に力が發揮できるように、選択肢が広がるように、機会が増えるように、そういうふうにならざるを得ないことも、もちろんあります。が、もうひとつやはり私どもとしましては、今申し上げたような部分についてこそ努力しなければならぬ。こんなふうになっているところあります。

何もしないで指をくわえているというつもりではございません。県の動向、あるいは、これもそれが悪いとおっしゃるかもしれませんが、こちらから構想を持って働きかけるというお話だと思っておりますが、今現在なかなかそこまで明言できませんけれども、準備については怠りなくやっけてまいりたいと、このように考えております。

関 常幸君 2 中・高一貫教育について

2点目の教育問題についてであります。要望をして終わりにしたいと思っております。昨日も発言にありましたように、子供は地域の宝です。ぜひ、学区再編も考えて長期ビジョンを立てた中での中・高一貫。場合によれば日本では小・中一貫も出ているように聞いております。すべて基本は子供たちであるわけありますので、そここのところを要望して終わりにいたします。

議長 質問順位 22 番、議席番号 3 番、宮田俊之君。

宮田俊之君 このたびの通告にしたがう質問の前に一言、市長にお願いを申し上げたいと思います。今月で 5 年を迎えました米国航空機のテロに対する危険、危機感を感じ、隣国である北朝鮮人民共和国の核武装の可能性がささやかれているなか、距離的にも近く、原子力発電所を有している新潟県が、この軍事的脅威にさらされているかと思いと、南魚沼市長として毅然とした対応を、国・県に対して積極的な発言を行っていただきたいと思っております。

経済活動、市民活動の活性化施策について

では、通告にしたがいまして壇上からの質問をさせていただきます。テーマは経済活動、市民活動の活性化施策についてであります。第 1 に、国、県、財団法人等の補助、委託事業公募情報の周知徹底方法について伺います。国、県も財政状況が厳しいとはいえ、それなりに産業育成また市民活動に対する補助または委託事業があり、対象事業の募集を行っております。地域コミュニティ活動に対しても大変有利な助成事業があると聞いております。

南魚沼市の財政が逼迫しており、自由な事業が行いにくくなっている中で、民間資本や民間アイデアが国や県の補助金と結びつき、事業の採択を受けて市内に様々な活性化が図れるようにすることが、現在、市の予算縮小で縮んでいる市内の民間活力を停滞させない最善の方法だと、私は考えます。市は積極的に情報公開、また事業採択に向けたアドバイス等を行うべきと考えます。そのために、現在、補助事業等の照会があった場合、どのようにして周知を図っているのかについてお伺いいたします。

これらの事業の中には、補助事業の対象経費に対して事業主体の負担のほかにも、市の財政措置が必要なものもあり、簡単に周知ができない事情は私なりには理解しているつもりです。ですが、民間のアイデアを聞くこと自体のチャンスを失うような対応をするべきではないと考えます。

このように私は様々な可能性のある補助事業だと思っておりますが、こういった情報の周知方法は、私が聞いたところでは担当の課から関連組合、また団体に周知を依頼しているというふうに聞いております。私はそれだけでは末端の中小企業、組合員、活動団体には十分に伝わらないのではないかと考えております。改善方法のひとつとして、すべての補助事業の照会文書、また募集要項をインターネットへの PDF ファイル等を活用して掲載を行うこと。また国が行っております、事前に登録している希望者に照会先のホームページアドレス等をメール配信を行う等をして、広く周知徹底をしていただきたいと思いますので、市長の所見を伺います。

また庁内の課題としては、所管外の情報には触れないということではなく、全課で情報を共有して日ごろの業務の中で、関連があれば積極的に情報を提供することを心がけてはどうかと、私は考えますのであわせて質問いたします。

2 点目の質問に移ります。県が市町村に権限移譲を可能としております、NPO（特定非営利活動団体）の認証業務の受入れについてお伺いいたします。現在、県が認証を行ってい

るNPOの認証業務、または設立の支援について南魚沼市として受け入れる考えはないかということ。

県も泉田知事が就任以来、可能な行政事務に関しては市町村に権限移譲するという方針が示されています。その中には、例えばパスポート発行業務については、魚沼市をはじめとして、多数の市や町が手をあげて権限移譲を受けております。当時の判断はおそらく市内にある振興局でパスポート発行ができるのであれば、わざわざ市としては行うことはないという判断かと思いますが、これは大変賢明な判断だと私は評価いたします。

ただ、このNPOの設立認証事務に関しましては、市長は常々民間活力を行政に生かしたいと方針を示しているなか重要な問題だと私は考えます。ただ現在、県は市町村の要望をとりまとめている最中だということになっておりますので、将来的な議論で結構ですのでこの点についてお伺いいたします。

このNPOの設立については、障害者支援団体、福祉サービス関連事業、市民環境保全活動、指定管理者制度の受け皿等に大変有効な組織化方法だと私は考えます。なぜこの認証事務設立の支援が県庁ではなく、市が行った方が利点が大きいかと言いますと、まず第1に単純に地理的な不便さがあります。この認証に対しては県はなるべく実際に面接を行ったうえで、相談を聞いたうえで設立申請の受理を行っているというのが現状です。

ひとつの例として私が春に関わった事例として、市内の通所作業所「友の家」がNPOとして法人化を目指すといったことをお手伝いさせていただきましたが、準備する書類の多さ、また予算書の作成の複雑さ等で大変なご苦勞をされておりました。これは身近に気軽に足を運んで相談するところがないことが原因だと私は思います。

第2に重要なことは、実際の認証事務だけではなくこの設立の相談を受けた際に、市内に同様な活動をしている団体や人物があることを知らせること。また、目的の近い団体を引き合わせるといったコーディネートの業務ができることに意義があると考えております。この業務を市が行えば、NPOの収支決算についても市が目を通すことになり、実際の活動内容の把握もできるため、今後、指定管理者制度の選定作業、または障害をもっている方から自立への相談を受けた場合等に即座に紹介できるといった様々な利点があると私は考えます。

市は財政健全化のなか職員数の抑制を図っており、新たな業務はできないと考えるかもしれませんが、市長は今会議中にも再三、地域の力でいろいろな事業を主体的に取り組んでいてもらいたいと発言しております。どういった事業でも大なり小なり経費がかかるわけで、法人化を図り、経理の透明性を確保している団体を増やすことが将来的に小さな行政組織を可能にする重要な方法だと私は考えます。

昨日も合併効果の話が出ており、私は特例債議論が先に出ていた塩沢の編入には疑問をもっておりましたが、もし、現在の職員の業務が重なっており急な人員削減ができないわけですので、職員の有効活用を考え将来的に大切と思われる業務を増やし市民の利便性を高めることが、市民が簡単に実感できる合併効果だと私は考えます。

この問題はすぐに取りかけられる、法人化に対する設立の支援と、国の方針決定を待つ認証

業務と2つに分かれておりますので、私はすぐに取りかかれる部分について議論を深めたいと思っておりますので、答弁のほど、よろしく願いいたします。以上、大きく2つに分けて市長の考え方を伺います。以上、壇上からの質問を終わります。

市長 宮田議員の質問にお答えいたします。最初の北朝鮮の脅威の問題であります。これは一南魚沼市のみならず、県下の市長会でこの種の決議、あるいは北信越市長会への提案等を行っております。それ以上のことについて、私が個人的にと言いますか南魚沼市だけで行動するという事は、別にやらなくてもいい部分ではないかなと思っております。この中には当然であります、横田めぐみさんをはじめとする拉致被害者の早期救出、あるいは先般、北朝鮮が行いましたミサイル問題、核武装化。これらについてすべて触れてありまして、全国の市長会でも当然採択をされる見込みだというふうに思っております。

経済活動、市民活動の活性化施策について

さて、ご質問にお答えいたします。補助制度、委託事業公募情報の周知徹底とあります。まず商工観光課に係るものについての周知方法、ここが一番多いと思っております。これでは、補助機関・委託業務機関から直接企業等に周知しているもの以外で市に配布依頼があった場合は、市内の工業団地、誘致企業等を中心に周知をしている。商工会や各種組合を通じて会員に周知をしている。そして広報・ホームページ、これらで周知しているということでもあります。

議員おっしゃったように、団体を通じてと。例えば商工会、あるいは各種組合、ここに周知を依頼するという部分は確かにやっているわけですが、それはやはり、それ以上に市がその領域を踏み超えてすべてという部分にはあたらぬ部分もあります。また、やらなければならない部分もありますので、これはケースバイケースで、ひとつご理解いただきたいと思っております。

今後はインターネットの接続環境、この進展を十分考えながら補助制度や委託事業公募、これらの各課の情報をやはり一元化しなければならない。そしておっしゃっていただいたように、ホームページにPDFファイルで掲載をしていく。そして登録企業に対してメール配信。これらを実施するように今度は企画情報課 　　こういう部分は企画情報課が主管になりますので 　　これと連携をして、きちんと検討し実施していくということでもありますので、またそれぞれご指導お願いしたいと思っております。

事務権限移譲の件であります。県は平成17年の5月から18年の2月にかけて、市町村権限移譲検討委員会を設置いたしまして、県から市町村の事務・権限の移譲計画をとりまとめまして、今年4月に私どものところに示されたわけであります。提案された移譲項目は221項目、15パッケージ。本計画によりますと移譲は平成21年度までというふうにされております。

その後、県の受入調査意向がきましたので、5月下旬に計画の内容と受入れの是非について、担当者を集めて説明会を開催いたしました。各担当課の意向を受けて6月12日に県に1回、回答をしたところでありまして、この中ではご指摘のNPOの認証、設立支援の移譲

については、その時点では受入希望の回答をしておりません。

市では、当然でありますけれども市民サービスにつながるものは基本的に受け入れることを前提に検討しておりますけれども、この時点では、県の方も非常にまだ曖昧な部分がありまして、事業の内容、あるいは財源処置、これらが示しておりませんでしたので、判断がつかないものは今のところは受入れの意向をしておらないわけであります。ただし、受入れしないということではなくて、意向を示していないということであります。

他の市町村もやはり相当悩んでおりまして 悩んでいるというか回答のしようがないといえますか、そういう部分がちょっとあるわけでありまして 保留している、こういう市町村も相当数にのぼります。県ではまた説明会の中で、市町村から、早めに業務内容それらを示して欲しい、という意見が多かったために、9月を皮切りに順次詳細な説明会が開催される予定になっております。

NPOの認証事務の受入れについては、今後県から示されますマニュアル、あるいは財源措置等を踏まえて積極的に受け入れる方向で検討していくということであります。

事務・権限の移譲につきましては、確かに市民の皆さんの利便性が一番であろうと思えますけれども、やはり財政的な部分もありまして現行の人員で処理できれば非常に大きなメリットもあるわけであります。けれども、例えばその事務を受け入れたがゆえに専門的な知識を有する人を採用しなければならぬとか、あるいは養成しなければならぬとか、人員増をしなければならぬとかとこういう問題が生じますと、これはやはり天秤にかけなければならぬわけであります。そうはやっても、市民の皆さんのために、これはやらなければならないということであれば、やらなければならないということでもありますけれども、そういう要素がありますので、19年度以降も順次受入意向調査がありますので、これにあわせて各担当課で検討する。基本的には市民の皆さんの利便性ということであります。

パスポートの件については、文句を言われるのかと思ったら褒めてもらってありがとうございました。私どものところはそういうことでありましたので、全くその意向はないということです。ほかのところは長岡、上越すらまだなかったわけですね。そういう皆さん方は早急に受け入れようということでありました。そんなことで、一歩進んだ対応を前から県でしていただいておりますので、それについては感謝を申し上げているところであります。以上であります。

宮田俊之君 経済活動、市民活動の活性化施策について

再質問させていただきます。最初の情報の周知徹底の方ですけれども、聞いておりますともうすぐに取り組んでいただけるといふふうに受け止めましたが、よろしかったでしょうか。実際、日々、公募の締め切りがいろいろありますので、早急にやっていただければやっていただきたい。ぜひ、時期についても明言していただきたいというふうに思います。

後段のNPOの業務についてなのですが、現在、その意向は出していないということでした。市長おっしゃるには財政面だとかいろいろ天秤にかけなければならぬという話なのですが、県は実際、これ1人で、私が知る限り1人で担当しております。県内ですね。

県全域のことを1人でやっているわけですから、私は市の職員の方が多少研修を受ければできるのではないかなというふう思いますので、すぐにできることから取り組んでいただけないかなというふうに思います。ただ、これについては認証業務だけですので、書類に目を通すだけと、文字の不備がないか見ているだけということになりますので。その点については、また順次検討していただけないかなということですので、19年度以降お願いしたいと思います。

もうひとつ、設立支援の方でございます。もう実際設立しているところは問題ないかと思うのですが、この設立支援に関しては市長おっしゃるとおり専門的な知識であったり、経験を有することかとは思いますが。ただ、これからこの業務を市が受け入れた場合に、ただペーパーを受け取って、はい、認証しましたというのでは、実際の活動に結びつかないわけでありまして。前回の議会ででしょうか、中沢一博議員の質問に対しても、ボランティアセンターについて言及されておられるという中で、ではこのボランティアセンターが何をして市民の利便性を高めるのかという部分につきましても、今一度その理念についてお伺いしたいと思います。

できましたら設立支援に関しては、こういったボランティアセンターが担当して、一元的にボランティア業務に関するようなことは管理していくということが望ましいかと思っております。認証業務の受入れをもしやっていたら、その前にこういった設立支援の方、順々に職員が慣れていくということも含めて、取り組んでいただけないかなというふうに私は思いますので、その2点についてお伺いいたします。

市長 経済活動、市民活動の活性化施策について

再質問にお答えいたします。1番目の関係の方であります。これは今日明日にすぐできるということにはなりません。先ほど申し上げましたとおり登録企業とか、そういう部分の整理から始まって、今度はホームページにPDFの準備といいますか、こういう部分にするための作業というのが非常に多くありますので、今、明言はできませんが、極力早くやると。極力早くやるということでご理解いただけないかなと思います。

NPOの認証事務。これは先ほど触れました、ここでまた9月に個々具体的に説明がありますので、当然ですが受け入れる方向で今検討しているわけでありまして。受け入れて、そして支援ということでもあります。今も例えば子育て支援の中での学童保育は協議会ということでもあります。これはできれば来年度あたりにはNPO法人としてやっていただけないかなということ、その指導も含めて市も一緒になってやっているわけでありまして、そういうことはきちんとやっていきます。

ただ、ボランティアセンターという部分の中で、そういうことをすべて支援ができているかということ、ちょっと私がおこの概念がまだよく理解できておりませんので、これからちょっと勉強させていただきます。いずれにいたしましても、ただ単に認証事務だけを取り扱ってそれで終わりということにはならないわけでありまして。極力、できる範囲でのその設立支援、そしてその後の運営に対してのまた助言、これらも含めてやっていかなければならないものだというふうに理解しております。

宮田俊之君 経済活動、市民活動の活性化施策について

ありがとうございます。最初に極力早くというお話をいただきまして大変ありがたいのですが、この際にせっかくですからいま1点、お願いと言いますか質問をさせていただきます。これは実際情報を掲示するのは、非常に技術的にもそんなに面倒なことではないというふうに思います。ここで重要なのは、市内の各企業なり団体の活動が、県からきている補助事業に対して、こういったモデルであれば採択しやすいのではないかとか、そういうアドバイスをぜひとも載せていただきたいのです。うちの市内では、こういった背景があるから、こういったことを取り組めばいいのではないかとというようなことで、実際皆さんが持っている、業者の皆さんではそれぞれ、判断と申しますかがあるかと思えます。自分の市にあったやり方と申しますか、アドバイスをぜひ一緒に掲載していただければと、各企業なり、団体も、だったらやってみようかというような話にもなるかと思えます。逆に難しいことでも結構です。これは絶対だめだと思ふということでも結構ですので、そういったものをぜひとも一緒に載せていただければより有効に使っていただけたらと思います。

NPOの認証業務とボランティアセンターのことにつきましては、私はボランティアセンターというものの概念と市長の概念がちょっと違うということかと思えますので、通達にもこの点はございませんので、最初の1点の部分だけ再々質問させていただきます。

市長 経済活動、市民活動の活性化施策について

おっしゃったように、極力、使い勝手のいいようなそういう情報を提供しなければならぬわけでありまして、そういう趣旨に沿って担当課できちんと検討して行っていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

議長 以上で一般質問を終了いたします。

議長 日程第2、第186号議案 南魚沼市教職員住宅条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

学校教育課長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

和田英夫君 このことは予算議会でもちょっと議論をしまして、当時、市長もとてもあんなところは住めるところではないということで答弁があったわけでありましてけれども。私もその後、資料をいただきまして、見てまいりました。その当時は雪で痛んだということもひとつの理由だというふうに答弁されたわけですが、行って見たらなるほど「あんなところ」でありました。建物です。場所はそんなに悪いところではありません。そこで市長なり、教育長 これは教育委員会の財産ですから、いわゆる善良な管理義務、善良な管理責任。やはり住宅は人間が住まなければ痛むのは、これは世の常でありますからあれですが、いずれにしても、あそこまで管理されておられたという状況。これは私は、まあまあ今は市営ですから、市営の財産をああいう状態で管理をしていないのですね、していない。この辺の認識をまず伺いたいと思うわけでありまして。まあ時間ですから。

そこで私が見た限りでは、今ほどの学校教育課長は、五日町は確かに使えば使える。それ

から一番上の方の原というところですか、原。あそこも、まあまあ他の長森と宮よりは大変程度がいい。そういう面で、昨日の質疑でもありましたが、今現在、市営住宅に入られていて家賃をなかなか大変だという方々、さりとてなかなか出ていってくれということとは言えないとの市長の答弁。それはそのとおりですが、例えば方法として、あて先がないのに追い出すわけにはいかないわけですが、まあまあここなら住めるが、ただというわけにはいかないが1,000円くらいの家賃で、お前さんどうだと。例えばの方法ですよ。そうすれば市営住宅に入られた、また、家賃収入になるわけですから、1つの活用としてそういうことも私は。先ほど学校教育課長は、公募なりひとつ皆さんにお知らせしてということですが、方法としては、2棟は化け物屋敷でこれはもうどうしようもないが、2棟は使えると思うのですが、考え方。まずその前に管理義務ですね、管理責任。この辺はどういうふうに市長、あるいは教育長は認識されているのか。

教 育 長 今、話題にあがりました、宮と長森の住宅につきましては、旧六日町時代から管理ができないようになったら取り壊したらどうだと、こういうふうなことで考えておったわけでありました。が、結果として、合併直後教育長に選任していただきましたら、この住宅がそっくり残っておったというのが実態でありました。しかし、そうは申し上げましても、旧六日町の時代から引き継いできた部分でありまして、現在、教育長であります私といたしましては、ほとんどといいますか管理がされてこなかったということに関しましては、お詫びを申し上げるしかない、このように考えております。

(「市長としてのご認識を」の声あり)

市 長 管理責任的な部分につきましては、今、教育長が申し上げたとおりであります。今後のその方法。今、議員おっしゃったように、退去していただかなければならない人のためにもということもありますが、それは別にいたしまして、そういうご要望もありますし、一度公募をしまして。まずないと思われませんが、あれば儲けものという気持ちで公募をさせていただいて、本当はやはり住んでいただきたいわけですが、そういう方法をとっていかうと思っております。

おっしゃったように、今、本来であれば退去していただかなければならない人のために、1,000円でもいいからそこに入らないかということは、これはお金の問題で退去しないということではありませんので非常に難しいだろうと。ただ、そういう状態の方がいらっしゃれば 都市計画課の方で調査してみますけれども、いらっしゃればそういう誘いはしてみるのがやはり妥当だと思いますので、調査をしてみます。

和田英夫君 　そういうことで、ぜひ取り組んでいただきたいわけですが、そうすると、当初予算では、これは学校のいわゆる教員住宅予算として300万円ほどの解体がのっているわけですが、これももちろん、今度はここから教育財産からということになると、これは一般会計の方に移るわけですが、その辺は、では市長でも結構ですが、まあまあ使える住宅は使う方向で取り組むということはそれで結構ですが、そちこちしているうちにまた雪が降ってくるわけですから、ちょっと急ぐなり早急に対応すべきだと思います。今度は解体費用のお金

の関係は、それはどういうふうになるのですか。

財政課長 当初予算では300万円で3棟の解体ということで計上して、皆さん方からの決定をお願いしていたところでございます。急きょ、五日町の部分につきましては、まだ使えるというか、使えないか使えるかもわかりませんが。一応、今月15日号で・・・(「御殿のように使えないがまだ使えるんですよ」の声あり)いや、それがなかなか。

原でございますが、このところの進入路が借地でございますして、その地主さんからは、教員住宅で貸したのだから、教員住宅でなくなればだめだとかいろいろなことがございまして、さらに駐車場がないわけです。いろいろのそういう悪条件がございまして、もうとても住めないと。それから五日町の方につきましても状況からして、住めば住めるのですが、ここも冬になると、雪のやり場がないとかそれから駐車場がないとか、いろいろの条件であります。まだまだ使えば使えるということですので、ここで一旦、公募だけさせてもらおうと。

その上状況を見て、取り壊すか壊さないか判断をさせていただこうと、こういうことでございます。それで15日号に載りますので、申しわけありませんが急きょ、今日、廃止条例の方をお願いしたいという状況でございますので、よろしく願いいたします。

阿部久夫君 住宅の問題でありまして、今回、一般質問でも私は住宅問題を少しさせていただきました。ご存知のように非常にまだまだ住宅、市営住宅に入りたいという若い希望者の方が多くおられます。そうしたなか、せっかく市でもそういった土地を持って、取り壊すような住宅があると。今まで住んでいた方にあれだけども、やはりこれは時代がくれば古いものは取り壊さなければ住むとしても仕方ありません。今後、やはりまだまだそういった住宅を望んでいる中で、取り壊した後の使い道といっは何ですが、そういったことに対してはどのようにお考えなのか。ひとつ市長、お願いいたします。

市長 今、お願いをしております議案に限っての位置。これにつきましては、例えば取り壊した後に新たにここに建設するということにはいたりませんので、周辺の皆さんがこの土地を必要とすればやはり売却をするという方向で検討していくのが、一番賢明かと思えます。

今後のことについてはまだ位置等の問題もありまして具体的なことはわかりませんので。元の教員住宅とか、校長住宅とかという部分を一般財産の方に移して、そして取り壊しをして、その跡地をどうするかという部分については、大体、隣接地の皆さんの希望に沿っていくのが一番いいかたちではないかと。あまり大きい土地ではありませんので。ただ、建設当時に借りていたのは返さなければならぬわけですが、買収させていただいた、それはまた旧地主のご意向も伺いながら、そういうふう処分をしていきたいという考えであります。

阿部久夫君 今の市長の答弁はわかりました。先ほどと同じことを言いますが、やはり住宅を希望し望んでいる方が相当おります。せっかく売るにしても、できたらこの土地の中でまた家を建てて、そして子育てしたいという方も確かいると思えます。そういった方を優先して売っていただければというふうには私は思います。そういったことに対して、市長はただただ売ればよいというのではなくて、ぜひそういった若い人達のためにそういった

ところは提供していただきたいと、そのようにお願いします。市長、お願いいたします。

市長 今ほど触れましたように、市の方で譲っていただいた経過、そして隣接の所有者の皆さん、これらのご意向もありますし、曰く因縁、故事来歴というのもついて回っているわけであります。それらが全てフリーハンドで市が好きなようにしていいよという部分であれば、またそして若い皆さんがその土地を求めたいとか。これはやはり公募しなければなりませんのでどういう状況になるかわかりませんが、そういう方法はまた十分考えさせていただきたいと思っております。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第186号議案 南魚沼市教職員住宅条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第186号議案は原案のとおり決定されました。

議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

次の本会議は明日、9月14日午前9時30分、当議事場で開きます。大変ご苦労さまでした。

(午後2時38分)